

■ 特 集

- ◆ 米中貿易不均衡解決のための「100 日計画」の帰趨
—米国産牛肉の貿易再開など 10 項目の成果はあったが、
その後は、視界不良の状態に—
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部 1

■ 経 済

- ◆ 習近平政権の新たな構造改革「供給側改革」とは何か
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 5

■ 産 業

- ◆ 中国医薬品市場の現状と展望 ~日系企業に求められる取り組み~ (前編)
三菱東京 UFJ 銀行 戦略調査部 香港駐在 13

■ 人民元レポート

- ◆ 中国と仮想通貨
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 18

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国版 AEOI/CRS 制度、非居住者に係る金融口座情報
デューデリジェンス管理弁法
KPMG 中国 21

- ◆ 法務：新たな環境監督管理下における企業の環境保護コンプライアンス業務の高度化
北京市金杜法律事務所 33

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特 集 「米中貿易不均衡解決のための『100 日計画』の帰趨

—米国産牛肉の貿易再開など 10 項目の成果はあったが、その後は、視界不良の状態に—

◇トランプ米大統領就任後初めての米中首脳会談が 2017 年 4 月 6、7 日に行われ、両国首脳は米中間の貿易不均衡是正のための「100 日計画」策定で合意。続く 5 月 11 日、「米中経済協力 100 日計画の最初の行動」という 10 項目で構成された共同計画書を発表した。

◇「100 日計画」は、米国産牛肉の対中輸出再開などの初歩的な成果を得たものの、100 日合意の蜜月期間が終了する頃には北朝鮮を巡るアジアと世界の安全保障環境が激変し、前向きな交渉のモメンタムは失われ、7 月に開かれた第 1 回米中包括経済対話も不発に終わっている。

◇中国政府は安全保障問題と経済問題は切り離して協議すべきと主張するなか、北朝鮮は今後も米国を挑発し続ける可能性が高く、米国の中国への態度は今後厳しい方向に変化し、米中貿易摩擦激化の懸念が高まりつつある。米中貿易交渉の行方は視界不良の状態に陥ってしまった。

経 済 「習近平政権の新たな構造改革『供給側改革』とは何か」

◇2015 年 11 月、習近平共産党総書記は新たな経済改革として「供給側改革」を打ち出し、2016 年以降、経済政策運営の中核に据えている。

◇「供給側改革」は、①過剰生産能力の解消、②不動産在庫の解消、③過剰債務の解消、④企業コストの削減、⑤脆弱な部分の補強、の 5 つをメインタスクとしており、これはリーマン・ショック対策に伴う負の遺産である「過剰」の解消の際に生じる景気下押し圧力を「企業コストの削減」等で緩和する政策パッケージと考えられる。

◇「供給側改革」の下でも経済成長が維持されているものの、企業の債務拡大に支えられた面もあり、「デレバレッジ」の本格推進には、主として過剰債務を抱える国有企業の改革が不可避で、今後どこまで踏み込んだ対応をみせるかは習政権の改革意欲を測る重大な試金石となり得よう。

産 業 「中国医薬品市場の現状と展望 ～日系企業に求められる取り組み～ (前編)」

◇中国医薬品市場は、可処分所得の増加や高齢化に加え、基本医療保険制度の普及に伴う政府の医療費支出の拡大を背景に、2016 年に 2.5 兆円を突破し、日本を上回って米国に次ぐ世界 2 位の市場規模へと成長。

◇業界参入企業は 7 千社を超えるが、中国政府は品質管理の厳格化やジェネリック薬の治療効果に関する一貫性評価を進めることで、競争力の劣る下位企業の淘汰を進めていく方針で、2020 年までに上位 100 社の市場シェアを 2015 年の約 3 割から 4 割まで高める目標を発表。

◇中資系は主にジェネリック薬・漢方薬、外資系はパテント薬を主力として棲み分けがみられる一方、都市別の市場シェアを見ると、近年、特許切れパテント薬分野で中資系メーカーのジェネリック薬が台頭してきており、外資系が主戦場としてきた一線都市における競合は激化している。

人民元レポート 「中国と仮想通貨」

◇仮想通貨の代表格である Bitcoin は 2015 年以降中国で爆発的に普及し、足下では全取引の 9 割を中国勢が占めている。また、2016 年の人気の加速の動きは人民元安に後押しされている。

◇その背景には、資産逃避先として買われてきた金の輸入規制や人民元安をもたらした人民元基準値の算定方式変更等の中国当局の政策から逃れる為の対策として仮想通貨が利用されたこと、仮想通貨の新規通貨を受領するための採掘に適した演算能力等の環境が整っていることがある。

◇中国当局が為替市場や資本流出入の安定的な動きを目指す状況下、今後、仮想通貨が不都合な影響を及ぼす際には当局介入を否定できない。一方、中国内個人投資家の仮想通貨人気は当面続くものと予想され、今後の中国における仮想通貨については、中国当局の動きや人民元市場の動向も併せて見ていくことが必要。

スペシャリストの目

税務会計 「中国版 AEOI/CRS 制度、非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法」

◇国家税務総局、人民銀行等 6 部門共同で公布した「非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法」(14 号公告) が 2017 年 7 月 1 日より施行。OECD の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」(AEOI/CRS 制度) を中国に導入したものの。

◇14 号公告は金融機関が収集した非居住者(個人・法人)の金融口座情報を規制当局に報告することを義務付け、金融機関には金融口座の保有者が非居住者であるかどうかの確認、該当する保有者には税法上の居住性を記した自己宣誓書の提出を求めている。

◇同公告は金融機関が遵守すべきデューデリジェンスの手順、持続的監視、報告責任などを定めているが、複雑で解釈の曖昧さが残るため、今後、税務機関が実務ガイダンスを公表する見込み。

法務 「新たな環境監督管理下における企業の環境保護コンプライアンス業務」

◇2015 年以降、中国政府の環境関連の立法・政策、行政法執行をめぐる監督管理の強化が続いており、汚染防止と生態保護は著しい成果を挙げている。

◇立法では、環境保護法、大気汚染防止法の改正、環境保護税法、水汚染防止法の改正等が施行。政策では大気・水質・土壌の汚染防止行動計画が策定され、2020 年までに全ての固定汚染源に対する汚染物質排出許可証の取得が義務付けられた。また、中央環境保護監督検査により環境保護監督の方式が従来の企業による監督から政府による監督へと変更された。

◇こうした中央環境保護監督検査の強化と汚染物質排出許可制度の改革に伴って今後さらに高まる環境法リスクに対し、企業は具体的には、リスクを全面的に調査して問題を洗い出すこと、問題を遅滞なく改善・処理してリスクの管理体系を整備すること、汚染物質排出許可証の自主申告と取得を着実に実施すること等の対応が求められる。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2017 年 9 月 22 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



米中貿易不均衡解決のための「100 日計画」の帰趨

—米国産牛肉の貿易再開など 10 項目の成果はあったが、その後は、視界不良の状態に—

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹

ドナルド・トランプ氏が米国大統領に就任してから初めての米中首脳会談が、4月6、7日、米国フロリダ州マールアラーゴで行われた。会談は友好的な雰囲気の中で行われ、両首脳は米中間の貿易不均衡是正のための「100日計画」策定で合意した。しかし、7月半ばに至り100日合意の蜜月期間が終了する頃には、東アジアの安全保障環境が激変し、米中間の貿易交渉は視界不良に陥った。

首脳会談に向けた双方の思惑と「100日計画」の合意

4月、トランプ大統領との初の首脳会談に臨んだ習近平国家主席の狙いは、同大統領との直接対話を通じて気脈を通じ合わせ、米中間の協力に基づく大国関係の構築について相互認識を得て、それを国内で宣伝することだった。一方、選挙期間中からメキシコと並ぶ貿易不均衡の対象国として中国との経済関係を問題視してきたトランプ大統領は、同国を為替操作国と認定し同国製品に45%の関税を課すと主張してきた。この主張が実現可能なものだったかはともかく、トランプ大統領が一貫してこだわってきたのは、米中の貿易不均衡が米国国民の雇用をむしばみ、長年にわたり米国の経済や国益を損ねており、それは是正しなければならないとの認識である。トランプ大統領は初の首脳会談で、中国側を貿易交渉のテーブルに着かせ、貿易不均衡問題に関する真剣な交渉を開始することを最重要課題とした。他方、深刻さを増す北朝鮮の核開発を含むアジアの安全保障問題についても、トランプ大統領は中国から具体的な協力を得て、北朝鮮に明確な変化を起こさせることを期待した。このような異なった思惑を持った両首脳だったが、その初の会談は極めて友好的に行われ、結果、米中間の貿易不均衡解決のための「100日計画」の策定で合意に至った。

この合意を踏まえて、米国側はロス商務長官及びムニューシン財務長官の2名をトップに、中国側は汪洋副首相をトップにして、4月下旬以降、「100日計画」を具体化するための協議を重ねた。この結果、双方は5月11日深夜（米国時間）に「米中経済協力100日計画の最初の行動」（以下、「最初の行動」）という10項目で構成される共同計画書の発表に至った。そこには米国産牛肉の14年ぶりの対中輸出再開や液化天然ガスの対中輸出が含まれ、金融面では米国格付会社の中国進出が盛り込まれた。中国も鶏肉加工製品の米国向け輸出開始などの成果を得た（図表1参照）。

【図表1】「米中経済協力100日計画の最初の行動」（5月11日（米国時間）に米中共同発表）

モノの貿易	<ul style="list-style-type: none"> ①国際食品安全基準、動物健康基準に合致した牛肉を7月16日までに中国が輸入開始する ②加工鶏肉を米国が速やかに輸入開始するために7月16日までにルールを発表する ③中国国家生物安全委員会が5月末までに8つの米国産バイオ製品の評価を行い、遅滞なく残りのレビューを行う。合格した製品には20営業日中に承認を与える ④米国からLNGを輸入する。米国のLNG輸出当局は、中国を他の非FTA諸国より劣位に扱わない。中国企業は全種の契約を米国輸出業者と交渉できる。（4月25日、米エネルギー省は192億m³/日の天然ガス輸出を非FTA諸国に承認済み）
-------	---

金融サービス等	<p>⑤7月16日までに中国は100%外資の信用格付け機関の進出を許可する</p> <p>⑥7月16日までに米国の商品先物取引委員会(CFTC)は、上海清算所の6カ月間の現行のノーリアクション救済期間を3年に延長する</p> <p>⑦7月16日までに中国は米国の電子決済サービス(EPS)がライセンス獲得に向けた手続きを始められるようにする。中国の銀行による複数通貨決済のカード発行を許可し、米国のEPSサプライヤーによる外貨建て決済の取り扱いを可能にする</p> <p>⑧米国連邦規制当局は中国の金融機関に対して、他の外国の金融機関と同様の規制監督基準を適用する</p> <p>⑨7月16日までに米国の2金融機関に債券の引き受け・発行のライセンスを与える</p>
その他	<p>⑩米国は中国の「一帯一路」構想の重要性を認め、5月の一帯一路フォーラムに代表団を送る</p>

(出所：米国商務省HPより)

「100日計画」、「最初の行動」の評価

5月に結実した10項目の合意文書の中身を正當に評価するには、まず双方が合意内容に沿って然るべく行動し、その結果、現れる貿易等のデータを見て判断する必要がある。もちろん、この合意だけで米国の対中貿易不均衡という問題が解決するわけではなく、継続協議が必須なことは言うまでもない。この合意は、今後の本格的な交渉に向けた呼び水の役割を果たすものと、期待された。また、この合意は米中間で貿易不均衡問題の解決に向けて話し合う際に、縮小均衡には向かわず、経済のパイ全体を拡大する方向で協議がなされた。このことは第三国からも評価できる点である。

さて、この「最初の行動」は、米中のどちらの側にメリットが大きいものだったのだろうか。この判断は難しい。一見すると、農畜産物やエネルギー、金融サービスなどの分野で、米国が中国市場を開放させた面が目立つ。したがって米国にとって成果が大きかったように見える。しかし、例えば、牛肉の輸出再開問題は、米中間で既に長年にわたり議論されてきたものであり、その実現のために、中国の加工鶏肉の対米輸出が交換条件となっている。また、中国における金融サービス市場の開放は、中国の金融改革の実態を見れば、今後それをさらに発展、深化させるためには信用格付業務のノウハウ獲得が極めて重要だということがわかる。つまり、米格付機関の進出は中国にとって極めてメリットが大きい。こうして見ると、「最初の行動」は、決して中国側が譲歩したものとは言えない。さらに、「最初の行動」の10番目の項目は、中国が戦略外交と位置づけ、習近平主席が声高に提唱する「一帯一路」構想の重要性を米国が認めた形になっている。これは明らかに中国の外交上の成果だ。これらを勘案すると、「最初の行動」についての評価は五分五分、または、むしろ中国の方がより多くの果実を得ているようにも見える。

ただし、ここで一旦「最初の行動」から離れて、4月の首脳会談の全体像を見渡せば、この交渉は、米国にとっては、仮に経済面で多少の譲歩をしても十分採算が合うものだったと考えられる。なぜなら首脳会談では北朝鮮を巡る協議が交わされたからである。習近平主席は、北朝鮮問題の解決に向けて努力と協力を惜しまないとの言質をトランプ大統領に与えた可能性がある。少なくとも習近平主席は、近隣国との歴史を含めて中国から見た東アジア情勢を説明し、それを受けたトランプ大統領は、中国こそは朝鮮半島の問題を適切に解決する能力を備えた国だとの印象を持った可能性が高い。したがって、この首脳会談における米国にとっての最大の成果は、中国が北朝鮮の手足を縛ることを約束し、それを首脳同士で確認したことでなかったか。つまり、米中首脳会談には別の100日計画があったのである。その成果は、中国が北朝鮮にどのような変化を起こせるかで計られる。この点で中国は大きな責務を米国に負わされた。もし、中国が北朝鮮を巡り米国に示す果実がみすばらしいものに終われば、トランプ大統領が抱く習近平主席への評価は下がり、信頼感も失われ、4月の米中首脳会談は失敗だったと総括されることになりかねない。これは、米国内にと

どまらず中国内部にも波紋を広げる可能性がある。

急速に萎んだ貿易交渉のモメンタム

実際に、7月末までに明らかになったのは、トランプ大統領が4月の首脳会談で抱いた習近平主席への期待は裏切られ、既に失望に変わりつつあるということである。トランプ大統領が望んだ中国による制裁強化、それを通じて実現されるはずだった北朝鮮の変化は起きていない。中国が実施した経済制裁は実効性に乏しく、中国が本気ではなかったことが疑われている。

北朝鮮は4月以降、度重なるミサイル発射を行い、米国への挑発を益々エスカレートさせている(図表2参照)。首脳会談から2カ月余りが過ぎた6月21日、第1回米中外交・安全保障閣僚級対話(21日)が米国ワシントンで行われたが大きな成果は得られず、むしろ、この対話から2週間後の7月4日、北朝鮮は大陸間弾道ミサイル(ICBM)の発射実験を実施、これに成功したと発表した。今後、米国本土に届くミサイルが開発され、これに核弾頭が積まれれば米国の直接の脅威となるが、それは時間の問題になりつつあると懸念された。トランプ大統領を信じ込ませてきた中国の説明や彼が抱いてきた中国への期待はこれで吹き飛んだ。

7月8日、G20首脳会合がドイツ・ハンブルクで開催された際、米中両首脳は4月に続いて第2回目となる首脳会談を実施した。しかし、北朝鮮を巡る協議は進展せず、北朝鮮へのさらなる制裁強化を主張する米国と、北朝鮮への圧力を控え、対話を重視すべきだと主張する中国およびロシアとの間で、認識の溝が明確になった。

このように北朝鮮を巡るアジア、そして世界の安全保障環境が大きく変化していく中で、米中間の「100日計画」および「最初の行動」の期限である7月16日を迎えた。本来、「最初の行動」の成果を踏まえ、次の交渉に向けてロードマップやスケジュールを協議する場と考えられた第1回米中包括経済対話(閣僚級)は7月19日に開催はされたものの、何ら新しい合意を得られず、記者会見すら開けなかった。

今後の米中貿易交渉

北朝鮮は7月28日に同月2度目のICBM発射実験に踏み切った。翌日、トランプ大統領はツイッターで次のように表明した。「中国には非常に失望している。我が国の過去の愚かな指導者たちは、貿易で彼らに年間何千億ドルも儲けさせた。彼らはただ対話するだけで、北朝鮮に関して我々のために何一つやっていない。この状況が続くことはもはや容認できない。中国はこの問題を簡単に解決できたはずだ。」

米中蜜月の中で合意された「100日計画」は、米国産牛肉の対中輸出再開などの初歩的な成果を得たが、前向きな交渉のモメンタムは失われ、7月の米中包括経済対話も不発に終わっている。中国政府は、安全保障問題と経済問題は切り離して協議すべきと強く主張しているが、トランプ政権がこれに応じるかは、何とも言えない。北朝鮮は今後も米国を挑発し続ける可能性が高く、米国の中国への態度は、今後、間違いなく厳しい方向に変化すると見られる。これに沿うように米中貿易摩擦も激化する懸念が高まりつつある。米中双方が貿易戦争を回避し、世界経済に不利な影響を及ぼすことがないよう期待したいところだが、今後の行方は、視界不良の状態に陥ってしまった。

【図表2】 米中経済交渉および北東アジアの安全保障環境

日時	主要イベント(米国・中国・米中関係等)	北東アジアの安全保障環境
2016年	◇米大統領選でトランプ候補の勝利が確定(11月9日)	◇トランプ氏が台湾の蔡英文と電話会談(12月2日)、メディアに対し「一つの中国」政策を疑問視する発言(11日)

2017年 1月	◇トランプ氏が米国大統領に就任(20日)	
2月	◇トランプ氏が習近平主席との電話会談で「一つの中国の原則」を認める(9日)	◇トランプ大統領が安倍総理と会談(10日、於：ワシントン及びフロリダ) ◇北朝鮮がミサイル発射(12日)
4月	◇米中首脳会談開催(6-7日、於：米フロリダ、マルアラーゴ) →安全保障・経済の包括対話で「蜜月」を演出。今後100日間で成果を出すことで合意(「100日計画」) ◇トランプ大統領が中国の為替操作国認定を取り下げ(12日)、米財務省が「外国為替報告書」発表(14日)	◇北朝鮮が中長距離弾道ミサイル発射(5日、米中首脳会議へのけん制と見られる) ◇北朝鮮がミサイル発射、ただし失敗(16日、および29日)
5月	◇米中が共同文書「米中経済協力100日計画の最初の行動」を発表(12日) ◇中国が一带一路フォーラムを開催(14-15日、於：中国、北京) ◇トランプ大統領がツイッターで「北朝鮮がまた弾道ミサイルを発射して隣国の中国に大変な無礼を働いた。ただ中国は精一杯やっている」と発信(29日)	◇北朝鮮がミサイル発射(14日) →ICBM 開発実験を窺わせるロフテッド軌道を描く新型ミサイル「火星12」 ◇北朝鮮が弾道ミサイル発射(21日) →米国の圧力に対する拒否姿勢を示したものと解釈される ◇北朝鮮がスカッドミサイル発射(29日)
6月	◇米中外交・安全保障対話(21日、於：米ワシントン、第1回閣僚級対話) ・トランプ大統領「中国の北朝鮮への圧力は不十分」とツイート(20日) ・米務省が中国の人権問題を批判(28日) ・米政権が台湾への武器売却を議会通告(29日) ・米財務省が中国・丹東銀行への制裁発表(同)	◇北朝鮮が新型地对艦巡航ミサイル発射(8日)
7月	◇G20の際、米中首脳会談開催(8日、於：ドイツハンブルク) →米ロ間で2度の首脳会談を実施 ◇「100日計画」の期限到来(16日) ◇米中包括経済対話(19日、於：米ワシントン、第1回閣僚級対話) →不均衡是正に向けた具体策は示せず。共同文書発表、記者会見なし。 ◇トランプ大統領、ツイッターで中国を名指しで非難(29日、内容は本文に記載)	◇北朝鮮：大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星14」の発射実験成功を発表(4日) →米国が懸念を深め制裁強化を主張する傍ら、中ロ両国は米韓軍事演習を中止すべきとの認識を示す(4日) ◇北朝鮮：大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星14」の第2次発射実験(28日)

(出所：各種報道より筆者作成)

以上

(執筆者連絡先) 公益財団法人国際通貨研究所 開発経済調査部
 上席研究員 梅原直樹
 電話：03-3245-9046 電子メール：umehara@iima.or.jp



習近平政権の新たな構造改革「供給側改革」とは何か

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原 陽子

習近平氏は2012年11月に共産党総書記に就任したが、その1年後の2013年11月の中央委員会第三回全体会議（三中全会）で「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する決定」（通称「三中全会の決定」）を発表し、政治・経済・社会を網羅する改革のアウトラインを示した。そのなかで経済面では市場化改革推進を掲げ、改革進展への期待を世界的に喚起した。ところが、その後、政治面では過去に例をみない激しい汚職腐敗摘発が進む一方、経済面における市場化のペースは遅く、失望する向きが少なくなかった。

三中全会から2年後の2015年11月、習総書記が財経領導小組会議で打ち出した新たな構造改革が「供給側改革」であり、2016年以降、「供給側改革」を中核に据えた経済政策運営が進められている。にもかかわらず、「三中全会の決定」のような包括的な文書が作成されていないこともあり、特に海外では「供給側改革」とは何かがわかりにくくなっている。政府の政策方針が実体経済を強く方向付ける中国において、習政権が掲げる「供給側改革」の全体像を理解することは先行きを展望するに当たり重要な意味を持つ。以下で、「供給側改革」の内容と進捗をみていきたい。

1. 「供給側改革」の内容を巡る紆余曲折

「三中全会の決定」は習総書記をリーダーとする文書起草グループの下で討議・修正を重ねた後、党内調整を含め7ヵ月をかけて策定された。これに対し、「供給側改革」は2015年11月の財経領導小組会議において、習総書記が「供給側改革」推進を強調したのに端を発し、後から内容を固めていくという流れとなったため、政権内で意見が異なり、内容が重要会議によって変化していった。

2015年12月の中央経済工作会議（翌年の経済政策方針を決定する重要会議）では2015年11月の習総書記の発言を踏まえ、「供給側改革」の5大タスクとして、①過剰生産能力の解消、②不動産在庫の解消、③過剰債務の解消、④企業コストの削減、⑤脆弱な部分の補強（「三去一降一補」と略称）を提示した。ところが、2016年の全国人民代表大会（全人代）では、国家発展改革委員会による経済・社会発展計画が「三去一降一補」を踏襲する一方、国務院による政府活動報告では、「不動産在庫および過剰債務の解消」が「供給側改革」からはずれたかわりに、「国有企業改革」と「非公有制経済の活性化」が加わり、「一降一補」の一部であった「行政改革」、「イノベーション」などがメインタスクへと格上げされた（図表1）。ここには、過剰の解消が前面に押し出されている「三去一降一補」よりも、イノベーション、規制緩和、企業改革の方が生産性向上に寄与し、本質的な意味での「供給側」の「改革」にふさわしいとの国務院の判断が窺われる。

最終的には、2016年5月の財経領導小組会議で、「三去一降一補」をメインタスクとする一方、国有企業改革、政府の機能転換、財税制・金融改革等を“本質的な属性（本質的に備わっている性質）”として両案をともに取り込んで調整された。

図表 1 : 「供給側改革」の変遷

2015年12月 中央経済工作会議 「三去一降一補」	2016年3月全人代		2016年5月財経領導小組會議	
	政府活動報告 (國務院)	經濟・社会發展計画 (国家發展改革委員會)	メインタスク 「三去一降一補」	本質的な属性
① 過剰生産能力の解消	① 行政改革	① 過剰生産能力の解消	① 過剰生産能力の解消	① 国有企業改革
② 不動産在庫の解消	② イノベーション	② 不動産在庫の解消	② 不動産在庫の解消	② 政府の機能轉換
③ 過剰債務の解消	③ 過剰生産能力の解消と コスト削減	③ 過剰債務の解消	③ 過剰債務の解消	③ 価格・財政・税制・ 金融・社会保障等 の基礎的改革
④ 企業コストの削減	④ 財・サービス供給の改善	④ 企業コストの削減	④ 企業コストの削減	
⑤ 脆弱部分の補強	⑤ 国有企業改革	⑤ 脆弱部分の補強	⑤ 脆弱部分の補強	
	⑥ 非公有制經濟の活性化			

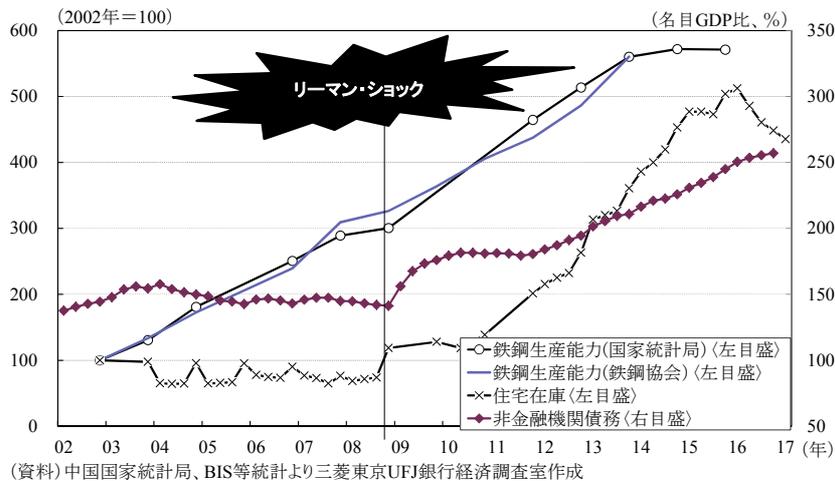
(資料) 中国政府資料より三菱東京UFJ銀行經濟調査室作成

2. 「供給側改革」の中核をなす3つの過剰の解消 (三去)

2016年5月の財経領導小組會議では、「供給側改革」は「三去一降一補」も国有企業改革なども内包するものとされたが、その後の經濟政策運営から判断すると、「供給側改革」として進められているのは「三去一降一補」とみて良いだろう。

まず、「三去」すなわち3つの過剰の解消からみていく。その対象となっている生産能力、不動産在庫、債務はいずれも2008年のリーマン・ショック後に講じられた大型景気対策に伴って過大となった負の遺産といえる (図表 2)。取り組みは遅いとはいえ、「過剰問題を先送りしても高成長により經濟への重石が軽減する」という時代は終わったことを認識し、対応に本腰が入った点は評価に値しよう。

図表 2 : 中国の3つの過剰の推移



(資料) 中国国家统计局、BIS等統計より三菱東京UFJ銀行經濟調査室作成

(1) 鉄鋼・石炭業をモデルに展開される過剰生産能力の解消

「三去」のなかでも最重要課題といえるのが「過剰生産能力の解消」である。中国では、リーマン・ショック前から生産能力の調整が進められていたが、老朽設備・小規模設備の廃棄による削減を高度新規設備の導入が上回り、生産能力全体に歯止めをかけることができなかった。さらにリーマン・ショックに伴い、景気対策として大規模な投資拡大が容認された結果、過剰生産能力に拍車がかかってしまった。

そこで、2016年から鉄鋼・石炭をモデルケースとして明確な数値目標を設定し、削減を促した。中央政府は余剰人員対策を主眼に1,000億元の構造調整補助金を設定したため、補助金を確保すべく各地方政府は競って生産能力の削減目標を提出し、その合計は瞬く間に中国全体の目標を大きく上回る水準に達した。もっとも、同年7月までの達成率は低調であったことから、8月の國務院常務會議は全国一斉査察を決定し、これが奏功した模様で、その後、削減は急加速した。

最終的に、2016年には、鉄鋼については目標の4,500万トンに対して6,500万トン、石炭については目標の2.5億トンに対して2.9億トンと大幅な超過達成が成し遂げられた(図表3)。続いて、2017年も5月末時点で既に鉄鋼で削減目標5,000万トンに対して達成率84.8%、石炭では削減目標1.5億トンに対して達成率65%に達している。ちなみに2017年の目標通りに削減できれば、鉄鋼は前年並みの生産量で早くも稼働率が約80%と政府が適正水準とみなすレベルに到達する。また、中国には統計に反映されない地条鋼(スクラップを原料とする粗悪な鉄鋼製品)が約1億トンの生産能力を有しているという問題もあるが、これについても政府は2017年6月までの全廃に向けて取り締まりを強化している。

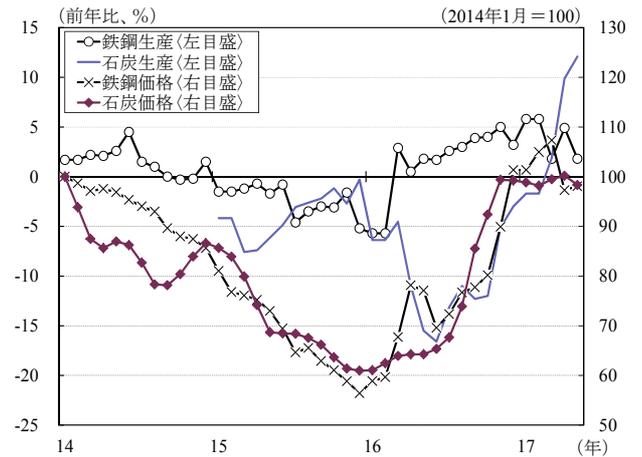
図表3：鉄鋼・石炭の生産能力削減状況

(単位:トン)

	鉄鋼			石炭		
	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年
生産能力(A)	11.3億	10.6億	10.1億	57億	54.1億	52.6億
削減目標		4,500万	5,000万		2.5億	1.5億
達成率		144.4%	84.8% (5月末)		116%	65% (5月末)
生産量(B)	8億383万	8億837万	n.a.	37億4,654万	33億6,399万	n.a.
稼働率(B/A)	71%	76%	n.a.	66%	62%	n.a.

(注)『生産能力』の2016-17年の値は2015年値を元に削減実績・目標に基づき計算。
 (資料)中国国統計局資料、中国国統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：鉄鋼・石炭の生産と価格の推移



(資料)中国国統計局、中国鉄鋼工業協会等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

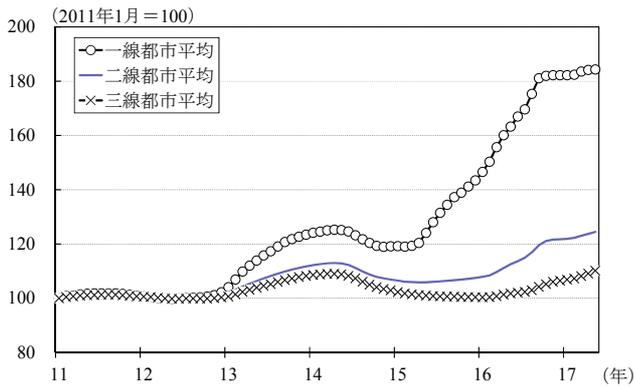
こうして順調な削減が進んでいるという政府発表の信憑性については疑問を呈する報道もある。地方政府と企業による補助金詐取の横行、さらには、削減に計上されたうち、「大半はすでに休眠状態であった」、または「設備廃棄ではなく、生産停止に過ぎないため、価格上昇に伴い、削減したはずの生産設備が復活した」というものである。それでも、既に一定の構造調整効果が現れていることは事実である。鉄鋼・石炭ともにインフラ投資拡大による需要喚起と相まって需給の引き締め観測が強まるとともに、価格も上昇している(図表4)。その結果、2017年1-5月の利益総額は鉄鋼業で前年比1.9倍、石炭業に至っては前年が低水準だったため、同35.2倍にも達している。

(2) 不動産在庫の解消は進むも、二極化に伴う課題は残存

「不動産在庫の解消」の基本方針は、2015年12月の中央経済工作会議に基づけば、農民工(都市部で働く農村戸籍保有者)の都市市民化による住宅取得推進であった。これを受けて、内陸部を中心に地方政府が住宅積立金制度の農民工への適用や、各種補助金、農民工のための住宅ローン商品の設計など農民工の住宅購入促進策を打ち出す動きが広がった。

2017年の全人代では、2016年について都市部における農民工の住宅購入支援などが奏功して、住宅の在庫面積が2015年末比▲11.0%に達したと報告された(直近5月には同▲19.4%まで減少)。確かに在庫減少は進展したが、それが政府方針通り、農民工の住宅購入によるものとは確言し難い。というのも、すでに大都市の受け入れ余地は限定されていることから農民工の主たる受け入れ先として企図されているのは中小都市であるが、そこでは、依然、在庫が高水準で、価格も伸び悩んでいたからである(図表5)。これに対して、販売好調で在庫が減り、バブル懸念が生じたのは専ら大都市であった。これは中央政府の不動産在庫解消という方針を受けて、大都市圏の地方政府が住宅ローン規制や購入制限の緩和を一段と推進した結果、投機的な動きを誘発したためと考えられている。

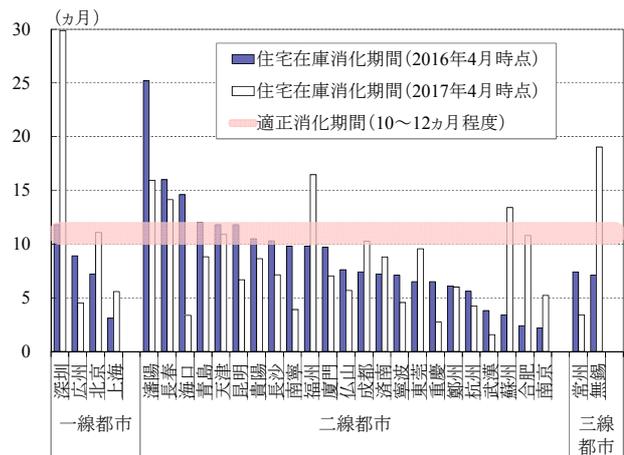
図表5：中国の新築住宅価格の推移



(注) 1. 『一線都市』は、北京、上海、広州、深圳の4都市。
 2. 『二線都市』は、一線都市以外の直轄市、省都、副省級都市の31都市。
 3. 『三線都市』は、主要70都市から一、二線都市を除く35都市。

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表6：中国における主要都市別住宅在庫消化期間

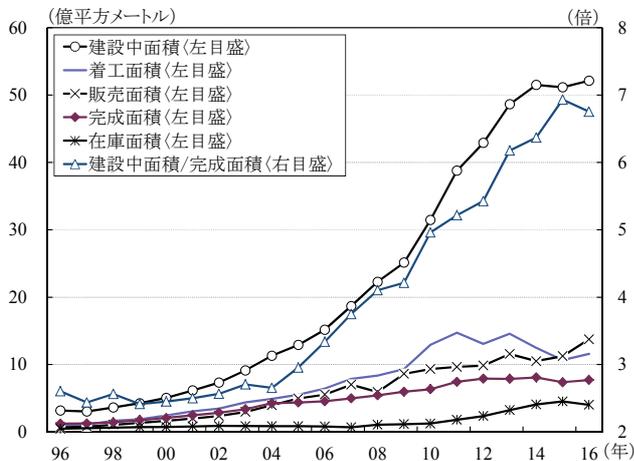


(資料) 中国CRIC研究中心資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2016年秋以降、住宅価格が高騰した地域では、地方政府による規制再導入の動きが拡大した。大都市の規制強化により足元では需要が中小都市にシフトする兆しが指摘されるが、中央政府はバブル抑制の一方、不動産投資の低迷も望まず、2017年4月に在庫水準に応じた土地供給策を提示した（在庫面積が販売面積の①36ヵ月以上：供給停止、②18-36ヵ月：供給減、③6-12ヵ月：供給増、④6ヵ月以下：迅速に供給増）。不動産情報会社のデータによれば、大都市の多くは供給増の対象となっている（図表6）。このため、住宅需要は再び大都市に回帰し、中小都市では過大在庫長期化の恐れがある。原点に立ち返り、都市戸籍保有者と農民工の平等を確保する社会体制整備とも歩調を合わせた息の長い都市化推進を視野に入れる必要がある。

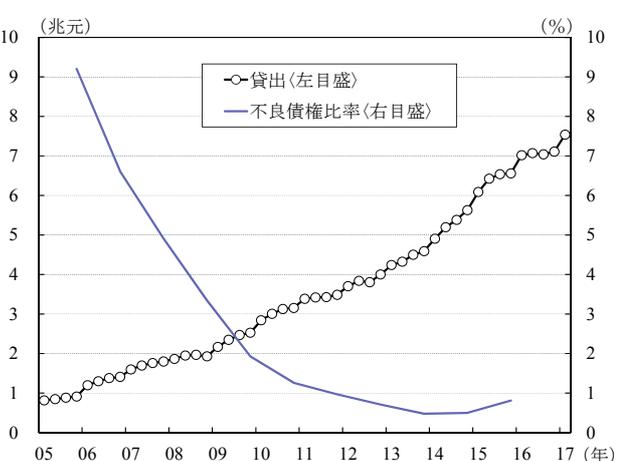
なお、中国では統計上「建設中」とされる住宅面積が在庫面積の10倍以上にのぼっており、潜在的な在庫と警戒する向きもある。確かに「建設中面積」のなかには在庫を表面化させないために不動産業者が完成しているにもかかわらず「建設中」として計上しているものも含まれていようが、2000年代前半までは「完成面積」の3倍程度であった「建設中面積」が、足元では約7倍にまで膨らんでいるのは不自然である（図表7）。2000年後半以降の住宅ブームのなかで「着工面積」が「完成面積」を大幅に上回るようになっており、「建設中面積」には市況や資金繰りの悪化などで途中で建設中止となったものが積み上がった結果ではないかと推測される。とすれば、膨大な「建設中面積」が突如、「完成面積」として市場に現れ、攪乱要因となるとは考えにくい。

図表7：中国の住宅面積の推移



(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表8：中国の不動産業向け貸出残高の推移



(資料) 中国銀行業監督管理委員会等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

むろん、不動産業者は全体としては相当な不稼動資産を抱えていることになる。不動産業向け貸出の不良債権比率は統計上、2015 年末時点で 0.81%にとどまるが、この水準を大きく上回る恐れがある (図表 8)。次項で述べる過剰債務がはらむリスクの一端を示すものとしては十分な警戒を要しよう。

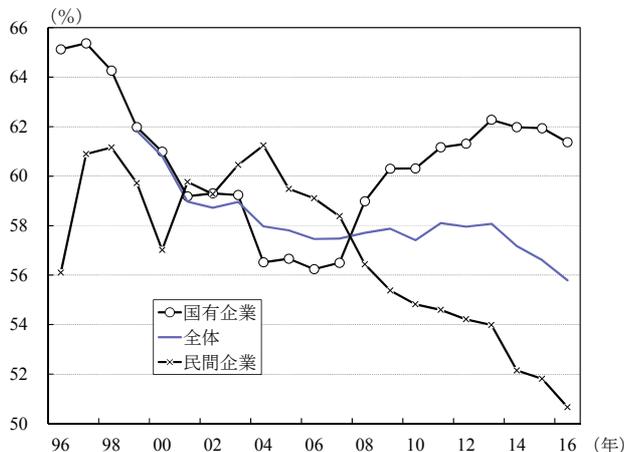
(3) 容易でないデレバレッジ

「三去」の一つとして「過剰債務の解消」すなわちデレバレッジが明記されたのは 2015 年の中央経済工作会議であったが、同会議やその後の全人代で示された内容は「金融リスクの防止・解消」のための管理体制整備が主体であった。

実際にデレバレッジが追求されるようになったのは、2016 年 10 月、中央政府が「供給側改革」と国有企業改革深化をともに政策目的に掲げる「企業レバレッジ解消に関する意見」を公表後のことである。同意見では、デレバレッジに向けて、①合併、②コーポレートガバナンスの強化、③企業の休眠資産の再活用、④債務構造の見直し、⑤債務の株式化 (DES ; デット・エクイティ・スワップ)、⑥破産処理、⑦エクイティファイナンスの強化——の 7 つの手法が示されたが、なかでも注目されたのが DES であり、その実施のための新政策も同意見に付随する形で公表された。

2017 年の全人代の経済・社会発展計画によれば、2016 年には、20 社の DES が成立し、契約額は 2,500 億元を超えたほか、合併・再編、エクイティファイナンスの活用などの総合的な政策を採ったが、工業部門の企業の資産負債比率 (負債/総資産) は前年から▲0.4%ポイントの低下にとどまった (図表 9)。この結果、「過剰債務の解消」の進捗に対する政府の評価は「初歩的な効果」(2017 年全人代の経済・社会発展計画) と、過剰生産能力や過剰不動産在庫の解消に比べ、相当に控えめな表現とならざるを得なかった (図表 10)。

図表 9 : 中国の工業部門の資産負債比率の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 10 : 2016 年の「供給側改革」進捗の評価 (2017 年 3 月全人代)

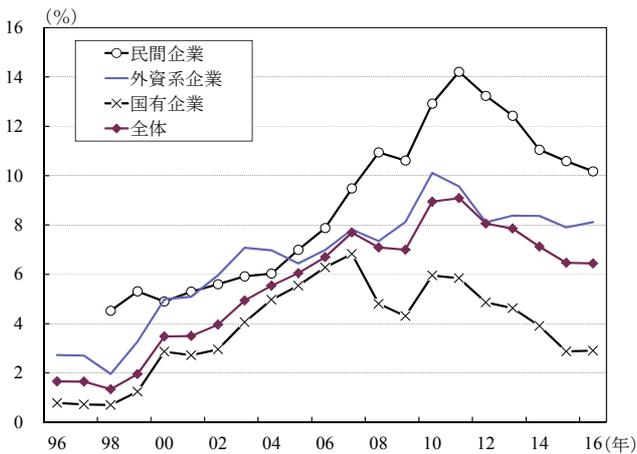
	政府活動報告 (國務院)	経済・社会発展計画 (国家発展改革委員会)
過剰生産能力の解消	鉄鋼・石炭の生産能力削減目標を超過達成	鉄鋼・石炭の生産能力削減目標を超過達成
不動産在庫の解消	不動産在庫の解消において積極的な成果	過剰在庫の消化促進を加速
過剰債務の解消	工業部門の資産負債比率を若干低下させた	過剰債務の圧縮の効果が初歩的に現われた
企業コストの削減	コスト削減促進のため、税・費用、社会保障負担引き下げ等を実施	コストの引き下げが著しい成果
脆弱部分の補強	一層注力し、一連の重要な取り組みを実行	脱貧困対策、災害復旧、イノベーション、新産業などに注力

(資料) 中国政府資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 9 において、企業別の内訳をみると、リーマン・ショック後、急上昇した国有企業の資産負債比率は高止まりしたままであり、民間企業の同比率低下によるところが大きい。国有企業よりも収益率が高い民間企業が資金調達難という従来からの歪な構造に拍車がかかったともいえる (図表 11)。

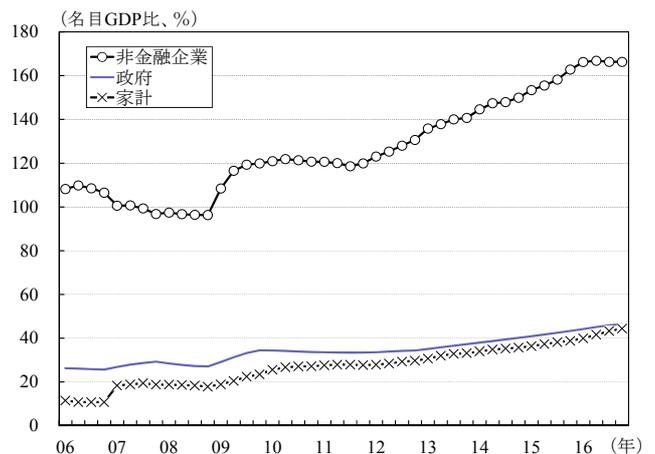
また、IMF、BIS を含め、海外から中国における主要なリスクとみなされているのは企業債務の規模自体であるが、BIS 統計 (2016 年 12 月末) で GDP 比 166.3% (非金融企業) と日本のバブル期 (ピークは 1993 年末の同 148.9%) を超える高水準が続いていることに変わりないという点でも課題を残しているといえよう (図表 12)。

図表 11：中国の工業部門における総資産純利益率の推移



(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 12：中国の部門別債務残高の推移



(資料) BIS統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 「一降一補」の概要

本来のサプライサイド（供給側）経済学は減税や規制緩和、民間への市場開放などを通じて企業の投資意欲を高め、生産力の向上を図るものである。ここからすれば、「企業コストの削減（一降）」や「脆弱部分の補強（一補）」は「3つの過剰の解消（三去）」よりも本来の「供給側改革」に近いファクターであり、また、「三去」がもたらす景気下押し圧力を緩和する、成長にとってプラスに寄与するものといえる。

(1) 企業コストの削減（一降）

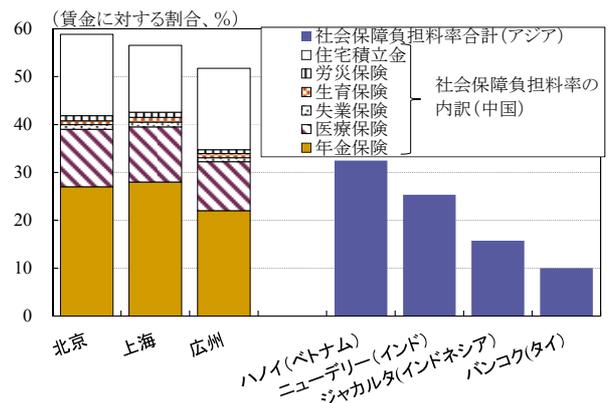
中国では法人税率は25%と低いですが、その他の税・社会保障負担を含めた実質的な企業の負担率は世界銀行の統計で税前利益の68.0%と高率（世界平均40.6%）になっており、企業負担の軽減は従来から重要課題であった。

図表 13：2016年における企業コストの削減

(億元)	
営業税から付加価値税への移行による減税効果	5,736
エネルギーコスト削減	2,000
うち 電力料金削減	1,000
天然ガス料金削減	1,000
人件費削減	1,200
うち 社会保障負担の削減	1,050
住宅積立金の企業負担削減	150
利払い費削減	741
各種費用の削減	560
検査・監督強化や徴収基準引き下げによる削減	460
銀行カード関連手数料引き下げ等による削減	100
保証金の整理・還付	497
物流コスト削減	365
合計	11,099

(資料) 中国国家発展改革委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 14：社会保障負担料率の国際比較



(注) 幅のあるものは中央値を使用(労災保険; 上海・北京:0.2-1.9%、広州:0.2-1.4%、住宅積立金; 北京・広州:10-24%)。

(資料) 各国政府資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

国家発展改革委員会が2017年の全人代で発表した経済・社会発展計画によれば、2016年に約1.1兆元の企業コストの削減が実現した(図表13)。そのうち、最大の削減項目は売上全体に課税する営業税から付加価値のみに課税する付加価値税へ移行する税制改革(営改増)によるものであった。営改増は2012年に始動し、2016年5月からは建築業、不動産業、金融業、生活サービス業を対象

に加えた結果、2016年通年の減税効果は5,736億元とされた。次いで、エネルギーコストは2,000億元の削減となっており、内訳は市場メカニズムの導入を通じた価格引き下げなどにより、電気・天然ガスでそれぞれ1,000億元の削減となった。さらに、社会保障負担軽減による人件費削減効果(1,200億元)がこれに続く。

中国の社会保障負担は、年金、医療、失業、労災、生育の5保険と住宅積立金(五险一金)で構成されている。国有企業改革に伴い、それまで国有企業が負担していた社会保障機能を分離するために社会保障制度が構築されたのは90年代後半のことである。歴史が浅いながらも高齢化社会に対応すべく、年金保険の保険料率が特に高い。2016年5月から、人事社会保障部は2年間の時限措置として、企業の年金、失業保険料率の引き下げを実施、また、同月、住宅都市農村建設部も住宅積立金の原則24%以下という料率を地方政府に厳守させることとした。これらの措置を導入しても五险一金を合計すると、賃金に対する比率は北京51.0~66.7%、上海55.7~57.4%、広州44.2~59.35%とアジア諸国との格差は依然として大きい(図表14)。ただし、政府は国民に不安を与えないよう、企業負担を軽減しつつも、保険金給付は削減しないことを強調しており、年金にも住宅積立金にも一部地域で積み立て不足が深刻化している。こうした状況からすれば、いずれ財政負担を増やさない限り、社会保障負担軽減の余地は限定されることになる。

なお、2017年についても減税・費用削減措置は相次ぎ導入され、6月の国務院常務会議では7月から新たに実施される政策を発表、これを含めれば企業負担の削減額は1兆元以上との見込みが示されている。

(2) 脆弱な部分の補強(一補)

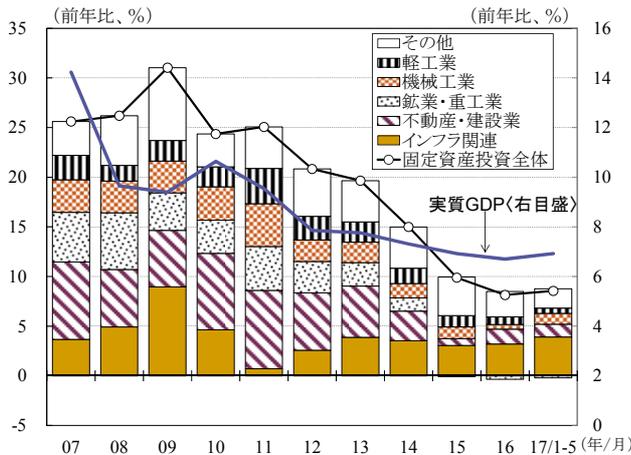
「脆弱な部分の補強」について、2017年全人代の政府活動報告では「経済・社会発展と民生改善の制約となっている問題の解決」という位置付けが示され、公共サービスインフラ、イノベーション、資源・環境などが挙げられている。そのなかで、強調されているのは脱貧困対策で、貧困対策特別資金を30%以上増額し、農村貧困人口を1,000万人減少させる目標が示された。共産党大会を前にした習政権の意向とも取れる。脱貧困以外では具体策はほとんど示されておらず、これ以外の分野は「供給側改革」とは異なる産業・イノベーション政策等に基づく枠組みで進められる可能性が高い。

4. 「供給側改革」とマクロ経済・金融情勢

「供給側改革」は「三中全会の決定」における市場化改革と同様、習政権の構造改革という位置付けながら、両者の性質はかなり異なる。「三中全会の決定」の市場化改革は高成長期の終焉に伴い、安定成長を確保するために市場メカニズムを通じて生産性向上を目指す中長期的な政策綱領である。一方、「供給側改革」はリーマン・ショックに応じた景気対策に伴う負の遺産である過剰の解消という足元の課題を解決すると同時に、これに伴って生じる景気下押し圧力を緩和するために「企業コストの削減」等を組み合わせたものであり、バランスシート調整と安定的な経済成長の両立を目指す政策パッケージと考えられる。

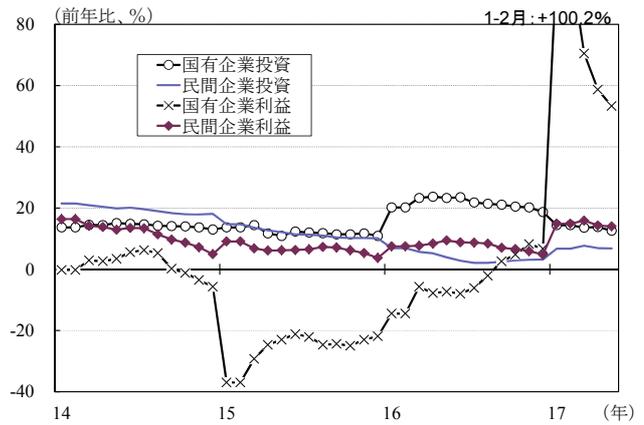
「供給側改革」とマクロ経済の関係を具体的にみてみると、「過剰生産能力の解消」の推進に伴う鉱業・重工業向け投資の不振は避けられなかったが(図表15)、減税を含む「企業コスト削減」は企業の環境改善のファクターとなった。これはほぼ中央政府の想定通りの動きであろう。一方、「不動産在庫の解消」について大都市を中心にバブル的な住宅販売が盛り上がったのは必ずしも中央政府が意図したものではなかろうが、結果、不動産投資拡大につながり、景気下支えに寄与した。構造調整と安定成長の両立による恩恵は、収益状況をみる限り、国有企業に傾斜(2017年1-5月の増益率は前年比+53.3%)している感は否めないが、民間企業も二桁増益(同+14.0%)に回帰し、民間投資も持ち直してきている(図表16)。

図表 15 : 業種別にみた固定資産投資と GDP の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 16 : 国有企業と民間企業の投資と利益の推移



(注) 年初来累計値。

(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

「供給側改革」の下でも相応のレベル感で経済成長が維持されている一方、それを支える企業債務の拡大は不可避となり、内外で金融ショック発生等のリスクへの危機感が高まった。これに対し、中国当局は 2016 年末以来、資本規制や為替相場管理の強化などを駆使して、資本流出・通貨安トレンドを抑え込み、さらに、2017 年初からは市中金利の高め誘導やシャドーバンキング規制強化に本腰を入れ、デレバレッジに向けて舵を切り始めた。しかし、5 月には米格付け会社ムーディーズが中国全体の債務拡大と財政悪化への懸念を主因に 28 年ぶりに中国の長期国債格下げに踏み切るなど、海外からの視線は厳しい。

もっとも海外でも債務削減を求める論調ばかりではなく、債務削減による景気減速のリスクを警戒する見方もあり、中国当局の判断を一段と難しくしている。前掲図表 9 の通り、過剰債務を主として抱えているのは国有企業であることから、国有企業改革を推進しなければ本質的な解決には到達できない点でも難度は高い。2017 年秋の共産党大会（5 年に 1 度の最重要会議）までは安定成長が最優先されるが、同大会で最高指導部人事を決定した後は習政権が本格的な改革に打って出ると期待する向きも一部にはある。デレバレッジにどこまで踏み込んだ対応をみせるかは習政権の改革意欲を測る重大な試金石となり得よう。

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室

ホームページ (経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



中国医薬品市場の現状と展望 ～日系企業に求められる取り組み～(前編)

三菱東京UFJ銀行
 戦略調査部 香港駐在
 Chrissy Huang

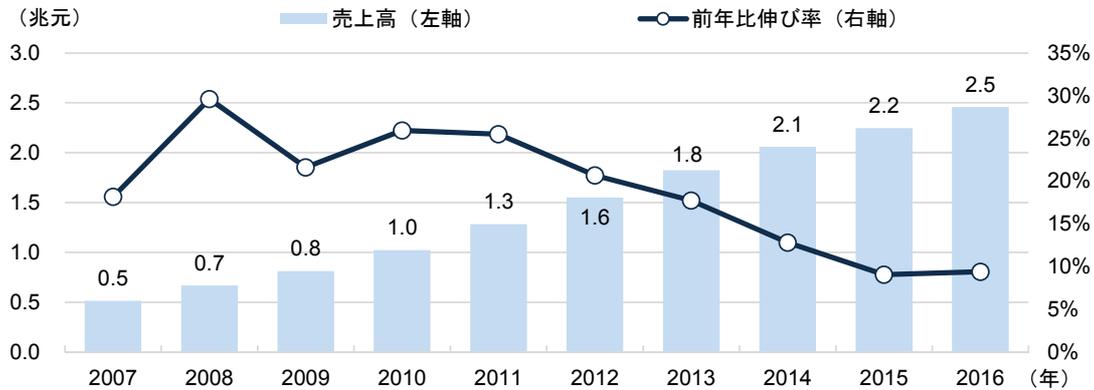
本稿では、中国の医薬品業界について、前後編2回に分けて簡単に整理した。今回の前編では、市場動向、業界構造及び競争状況についてまとめた。次回の後編では、政策規制とメーカー動向について紹介する予定。

1. 市場動向

中国医薬品市場は、2016年に2.5兆元を突破し、日本を上回って米国に次ぐ世界2位の市場規模へと成長(図表1)。可処分所得の増加や高齢化に加えて、基本医療保険制度の普及に伴う政府の医療費支出の拡大が後押し。

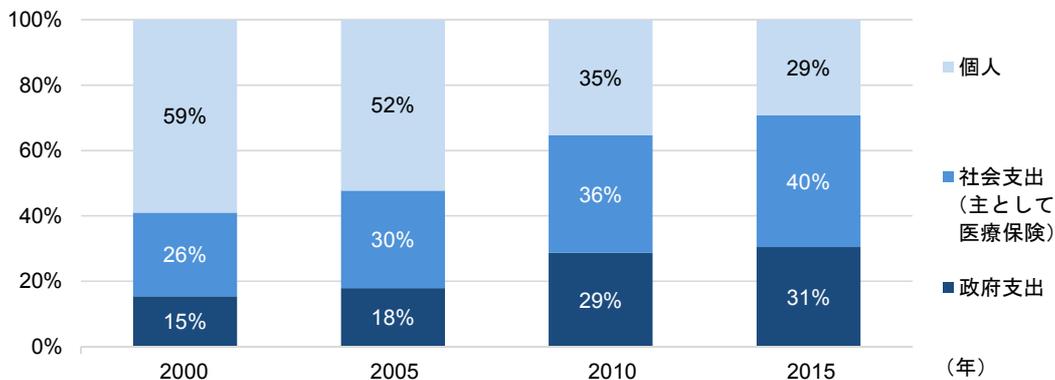
- ✓ 医療費の負担者別比率をみると、2000年の政府支出15%に対して、2015年は31%と政府支出が拡大している(図表2)。

《 図表 1 : 中国医薬品の市場規模推移 》



(資料) CEIC データより三菱東京UFJ銀行戦略調査部(香港)作成

《 図表 2 : 中国における医療費の負担者別比率の推移 》



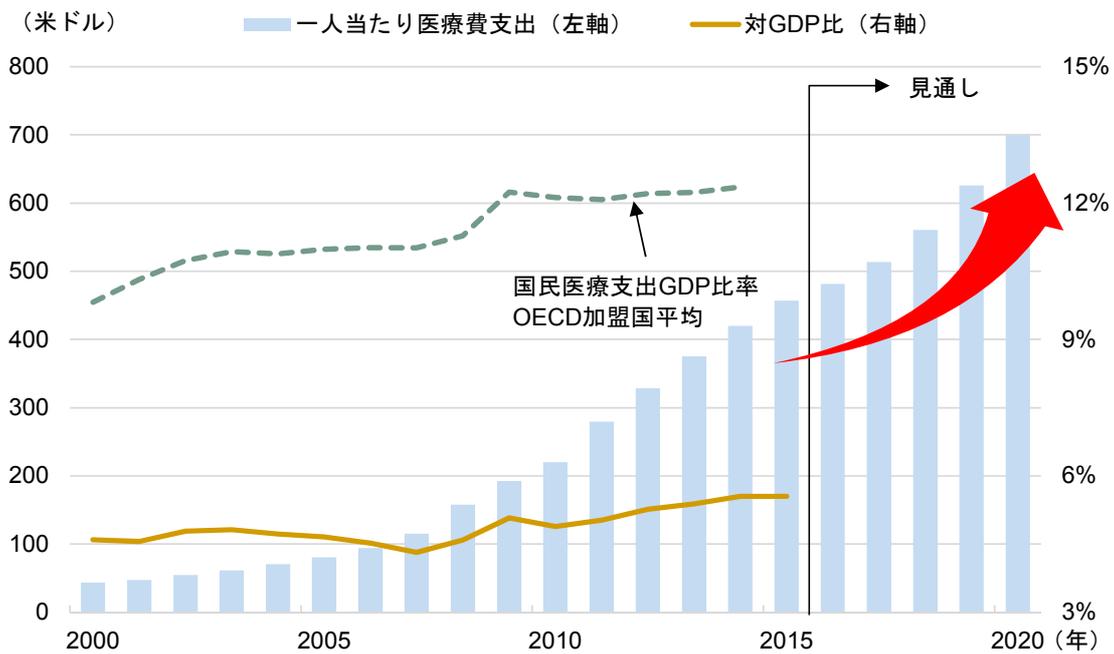
(資料) CEIC データより三菱東京UFJ銀行戦略調査部(香港)作成

中国における一人当たり医療費支出をみると、対 GDP 比率は先進国比では依然として大幅に見劣りする水準（5%台）に留まっているものの、引き続き上昇基調を辿っている（図表3）。

今後を展望すると、薬価引下げを背景に成長率は減速基調を辿ろうが、人口の高齢化や持続的な経済成長に伴う所得水準の上昇に加えて、医療へのアクセスの改善などが見込まれ、医薬品の市場規模は着実に拡大する見通し。

- ✓ 医療保険拡充（個人負担の軽減）の他、薬価抑制による需要喚起、病院の整備・増加が後押し
- ✓ 但し、薬価引下げは短期的には下押し要因（長期的には需要喚起の効果が上回る見込み）

《 図表3：中国の一人当たり医療費支出と国民医療費支出 GDP 比率の推移 》



(注) 2014年までは World Bank、2015年以降は BMI の数字を使用。
 (資料) World Bank、BMI データより三菱東京UFJ銀行戦略調査部（香港）作成

医薬品の種類別で見ると、中資系企業の得意とする漢方製剤は、中国人にとって慣れ親しんだもので副作用も少ないと広く認識されており、化学医薬品と同時に処方されるケースも多く高いシェアを維持。

一方、外資系企業の主力製品である化学医薬品は依然として最大の市場規模を維持しており、原料薬や生物医薬品とともに二桁ピッチでの成長が続いている (図表 4)。

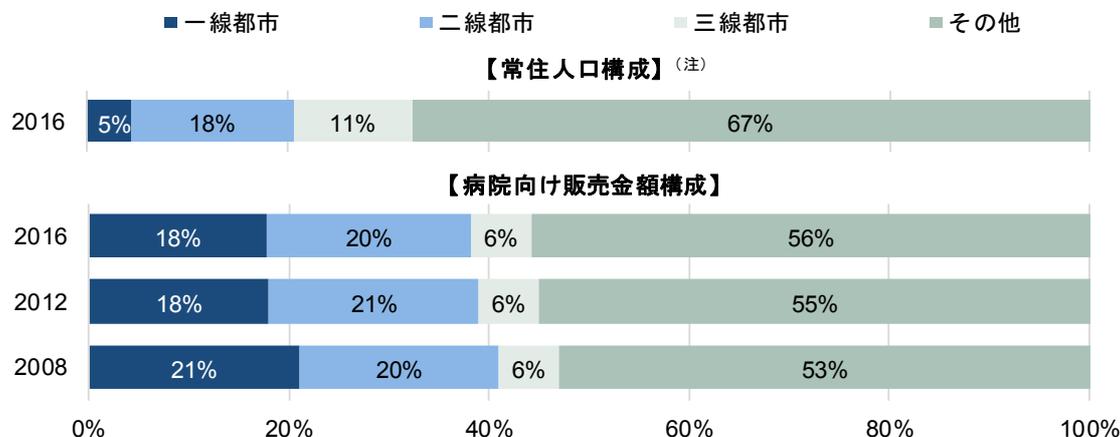
都市別では、所得水準の高い一線・二線都市の比率は依然高いものの、下位都市の比率が高まりつつあり、医薬品メーカーにとって三線都市以下へのアクセスの重要性が高まっている (図表 5)。

《 図表 4：中国の医薬品種類別の市場規模推移 》

		売上高						11-16 CAGR
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	
医薬品		12,846	15,503	18,256	20,596	22,462	24,573	14%
西洋薬	化学医薬品	4,141	4,958	5,731	6,304	6,816	7,535	13%
	原料薬	2,934	3,325	3,820	4,240	4,614	5,035	11%
	生物医薬品	1,682	2,153	2,381	2,750	3,164	3,350	15%
漢方薬	漢方製剤	3,319	4,131	5,065	5,806	6,167	6,697	15%
	漢方生薬	771	936	1,259	1,496	1,700	1,956	20%

(資料) CEIC データより三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

《 図表 5：都市別の市場動向 》



本資料の都市区分は以下の通り：

一線都市	北京、上海、広州
二線都市	成都、瀋陽、重慶、天津、南京、杭州、深圳、済南、鄭州、武漢、寧波、ハルビン、蘇州、珠江デルタ、福州、廈門、泉州
三線都市	常州、太原、大連、青島、西安、ウルチ、無錫、長沙、長春、石家庄、貴陽、南寧、昆明、紹興、温州、台州、金華、嘉興、烟台、南通、揚州、徐州、南陽

(注) 2016 年の人口が取得できない都市は 2015 年の数字を使用。

(資料) CEIC、IMS 資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

2. 業界構造

参入企業は7千社を超えるとみられ、このうち中資系上位10社の市場シェアは6.9%に留まるなど上位集中度は低く(図表6)、外資系大手比で売上規模は小体(図表7)。

中国政府は、品質管理の厳格化やジェネリック薬の治療効果に関する一致性評価を進めることで、競争力に劣る下位企業の淘汰を進めていく方針で、2020年までに上位100社の市場シェアを2015年の約3割から4割まで高める目標を発表(工信部《医薬工業発展規画》より)。

《 図表 6 : 主要な中資系医薬品メーカー (2015 年) 》

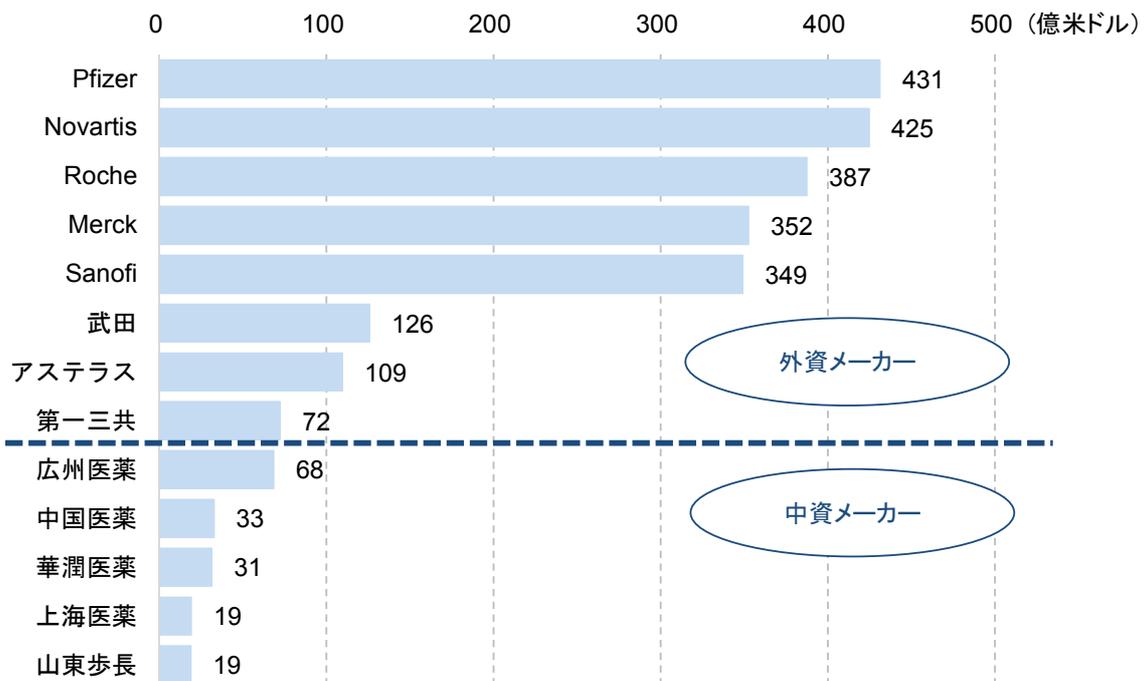
社名	資本背景	医薬品製造事業の売上高 (億元)	市場シェア
広州医薬集団	地方国有	425	1.9%
中国医薬集団	中央国有	203	0.9%
華潤医薬控股	中央国有	195	0.9%
上海医薬集団 (注2)	地方国有	118	0.5%
山東歩長製薬 (注2)	民間	117	0.5%
石薬控股集团 (注2)	民間	114	0.5%
正大天晴薬業集団 (注2)	民間	113	0.5%
江蘇恒瑞医薬 (注2)	民間	93	0.4%
雲南白薬集団	地方国有	92	0.4%
上海復星医薬集団	民間	88	0.4%
合計		1,558	6.9%

(注) 1. 中国医薬工業百強企業から、医薬品製造事業の売上高を取得できた中資系企業よりランキング作成。

2. 集団ベースの情報は取得できないため、上場企業の数値を使用。

(資料) 中国医薬工業百強企業、IR 資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

《 図表 7 : 外資系大手と中資系大手の売上規模比較 (2015 年) 》



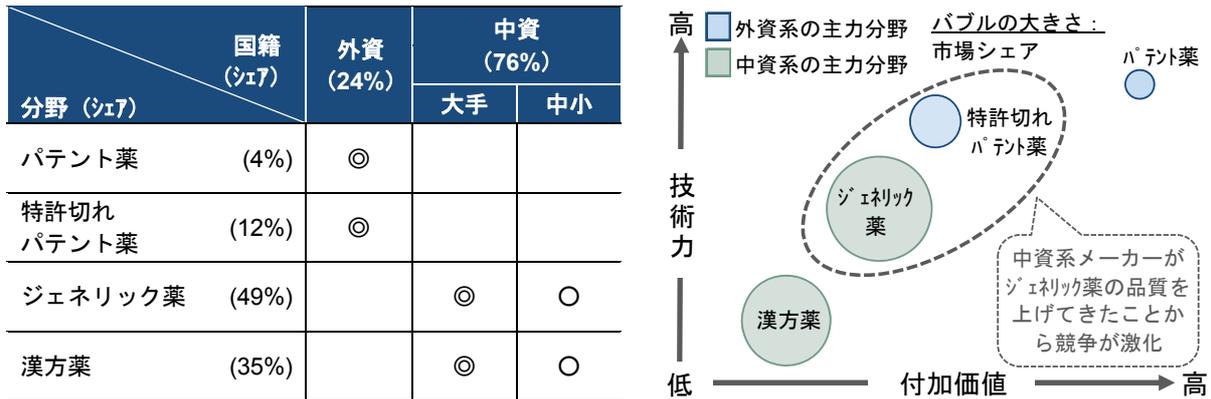
(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

3. 競争状況

メーカー国籍別の事業領域をみると、中資系は主にジェネリック薬・漢方薬を手掛ける一方、外資系はパテント薬を主力としているなど、手掛ける医薬品分野に棲み分けがみられる (図表 8)。

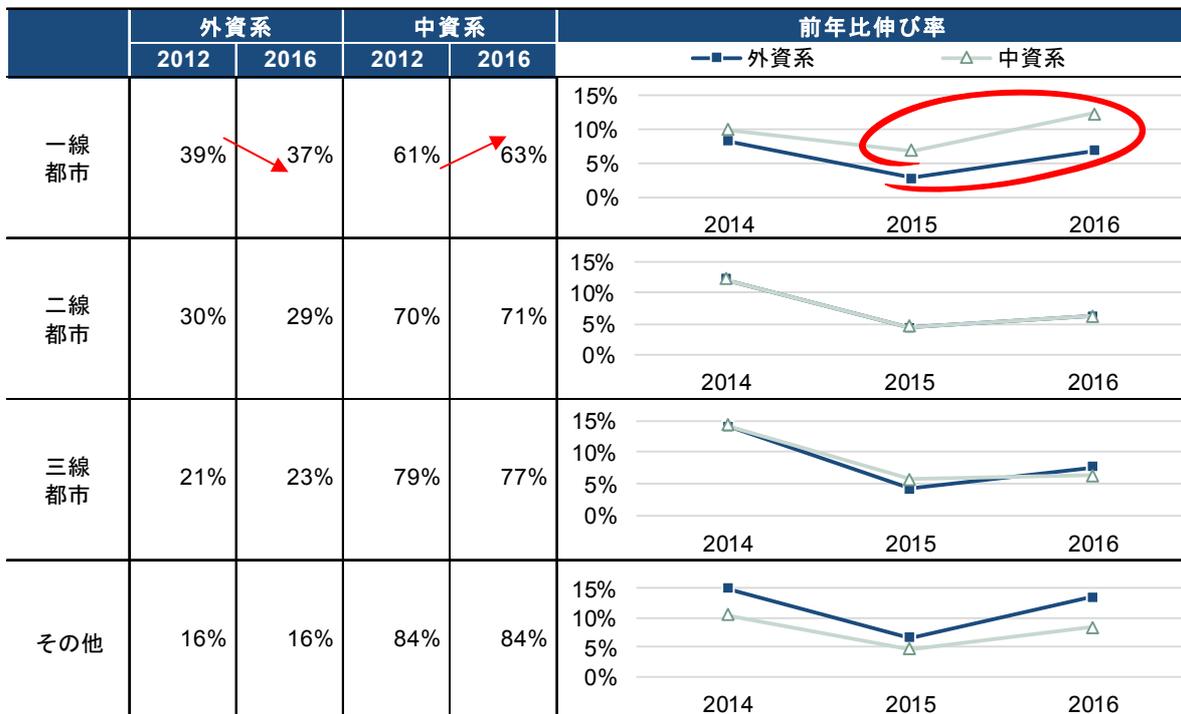
都市別の市場シェアをみると、外資系は一線・二線都市で3~4割程度と、下位都市に比して高い位置付けを確保。もっとも、近年、特許切れパテント薬分野においては、中資系メーカーのジェネリック薬が台頭してきており、外資系が主戦場としてきた一線都市における競合は激化 (図表 9)。

《図表 8 : 中国における事業領域の比較》



(注) 市場シェアは 2014 年における病院向け販売金額の構成。
 (資料) IMS、各種資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

《 図表 9 : 都市別の市場シェア推移 》



(資料) IMS、各種資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

(執筆者連絡先)
 (株)三菱東京UFJ銀行 戦略調査部 (香港) Chrissy Huang
 住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
 TEL: 852-2249-3079 FAX: 852-2521-8541 Email: chrissy_sj_huang@hk.mufg.jp



中国と仮想通貨

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

トレーディングGr 宮澤和樹

1. はじめに

「上に政策あれば下に対策あり。」と言われる中国において、仮想通貨の取扱いを巡る動きほど、この金言に当てはまるものは近年無かったかもしれない。2017年は仮想通貨元年であると日本で報じられることもあるが、中国では遥か以前から仮想通貨が普及してきた。資本流出規制という「政策」が強化された2016年、仮想通貨の代表格であるBitcoinの取引は約90%が中国におけるものであった¹。また、中国中央電視台(中国の国営放送)によると、今なお中国は新たに生成されるBitcoinの約70%を生み出している。約114億米ドル²もの巨大な仮想通貨市場の趨勢は、チャイナマネーの動向と切っても切り離せないものであり、中国の政治経済情勢を映す鏡と言っても過言ではないだろう。

本レポートでは、仮想通貨についての簡単な紹介と、中国において仮想通貨が広がった背景、仮想通貨と人民元の比較と、中国における仮想通貨の今後について述べていきたい。

2. 仮想通貨とは

仮想通貨とは、インターネット上で財やサービスの支払いに利用することができる一方、中央集権的な発行体や管理者が存在しない通貨³のことを指す。取引所で法定通貨と交換するか、インターネットを通じ譲り受けることで保有することができる。形ある紙幣を用いないで決済を履行できる点は電子マネーと共通であるが、電子マネーが米ドルや日本円など各国中央銀行発行の貨幣単位を用いるものに対し、仮想通貨は独立した貨幣単位であることが特徴だ。

仮想通貨は「ブロックチェーン」と呼ばれる分散台帳技術に支えられており、インターネット上で台帳ネットワーク参加者が同じ帳簿を共有し、更新、同期することで共通管理される。特定の管理者や紙幣発行がないため、偽造や盗難が難しく、また取引データを共通管理することで、参加者が決済履歴の同じ情報を共有することができる。また、一般的な通貨において新規貨幣の発行は中央銀行が担うが、仮想通貨の場合には、新規取引台帳の追記に貢献した人に対して新規通貨が配布される仕組みとなっている点がユニークである。この新規通貨の受領権を獲得するべく、参加者が日常的にスーパーコンピュータで演算処理し、台帳のアップデートに励む仕掛けとなっている。この共通台帳の更新への貢献を通じて新規通貨を受け取る一連の行為を、仮想通貨取引用語で「採掘(マイニング)」と称する(詳細後述)。

知名度の高いBitcoinは、2009年に「サトシ・ナカモト」なる人物(又は集団)によって生み出された。このBitcoinを支える技術として発明された「ブロックチェーン」は、インターネット以来の大発明とも言われており、様々な応用が期待されている。

¹ Bloomberg News

² 2017年6月14日時点。Coinmarketcap.com

³ 資金決済に関する法律 第二条 5による定義: この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

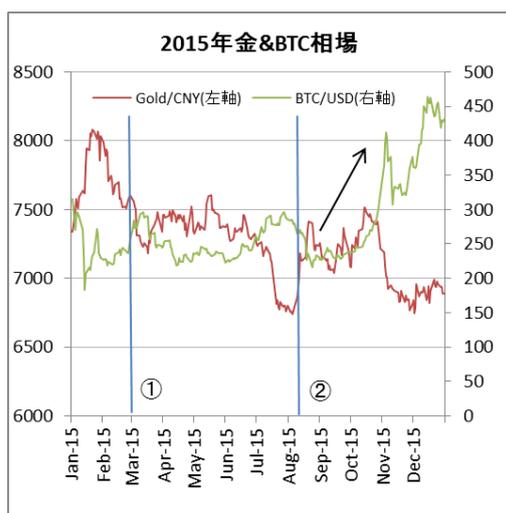
3. 中国において仮想通貨が広がった背景

仮想通貨市場での中国のプレゼンスは計り知れないものがある。現在、中国での仮想通貨取引は個人にしか認められていないものの、足下までの取引量は、中国が圧倒的シェアを誇っている。以下、その背景について詳しく述べる。

(1) 政策

中国において仮想通貨、特に Bitcoin が爆発的に普及した背景には、中国金融当局による資本規制の存在が大きい。元々中国では、人民元の先安観や政策不安があると、資産の逃避先として金が好んで買われる傾向にあった。しかし、2015 年の 3 月に金の輸入規制 (図表 1 及び 2 中の①) が発布されると、行き場を失った資金が Bitcoin 市場に流れ始めた。また、同年 8 月、中国人民銀行 (中国の中央銀行) が人民元基準値の算定方式を変更したことをきっかけに人民元的大幅安が示現すると (図表 1 及び 2 中の②)、貨幣価値の毀損を恐れた個人投資家たちが大挙して Bitcoin 買いに向かう形となり、人気に拍車がかかった。一度人民元を Bitcoin に変えてしまえば、日本や欧米の取引所に送り外貨に交換したり、他人への譲渡を通じて国外に持ち出したりといったことが自由に出来るため、国内の資産を国外に逃がすための手段として用いられた格好だ。このように、当局の「政策」から逃れるための「対策」として仮想通貨が利用されたため、取引量が増加し、他国を凌駕することになったのである。

【図表 1】



(出典) Bloomberg から MUFG:Bank(China)作成

【図表 2】



(出典) Bloomberg から MUFG:Bank(China)作成

(2) 環境

中国で普及した第二の理由は普及のための環境が整っていることである。具体的には、新規に仮想通貨が生み出される「採掘 (マイニング)」のための下地が整っていることが理由である。

仮想通貨の「採掘 (マイニング)」とは、ブロックチェーンネットワーク参加者が、計算負荷の高い問題をコンピューターで解くことによって、ネットワーク上で共有された台帳を保守、更新し、その際に新規生成される仮想通貨を報酬として受け取ることである。かつて同行為は家庭用 PC で行われていたが、Bitcoin 相場の上昇に伴い新規参加者が増えたことや、最も早く問題を解いた者が全ての報酬を得る仕組み等により、採掘者の演算能力は軍拡競争の様相を呈した。現在では仮想通貨の新規獲得のため、特別に設計された演算装置を数千台接続した巨大なコンピューターと、それを 24 時間動かし続けるための電力や設備、人員が必要とされる。

現在この「採掘 (マイニング)」が最も盛んなのは中国であり、Bitcoin ブロックチェーン全体が持つ演算能力の約 7 割が中国に集中している。この理由は 2 つあり、1 つは各国に比べ電気が安

いこと、もう1つは中国製演算装置の性能の高さである。電気代は、コンピューターで計算を行うための主なコストである。ある中国の採掘工場では一か月におよそ1000万円もの電気代を支払っているが、図表3の各国の電気料金の比較表の通り、中国の電気代は相対的に低いと、ランニングコストを抑制することが可能だ。2点目は演算装置であるが、その性能と台数が計算速度の源泉とされている。採掘用装置の世界シェアで約7割を占める中国企業の装置は、欧米のそれよりも20%から30%も高速な処理が可能であり、中国国内での流通が圧倒的に多い。以上の理由から中国では新規通貨発行を受領するための「採掘(マイニング)」に適した環境が整っており、流通量の増加をもたらしている。

4. 人民元為替市場との連関

第3章で述べた通り、2015年以降中国におけるBitcoinの人気は急速に高まることとなり、足下では全取引の9割を中国勢が占めるまでに至った。2016年はその動きを加速した格好であるが、その動きは図表4のチャートで相関が確認されるように、人民元安の進行に後押しされたものとなった。

統計に拠ると、2016年度の中国の資本流出は7250億米ドルに上ったようだ。資本流出の動きが人民元安の動きを加速させ、人民元安の進行が通貨価値の毀損を嫌がるBitcoinの人気を高め、価格の上昇に繋がった。中国が占めるBitcoinの取引量を勘案すると、今後も人民元為替市場の動きとBitcoin相場の動きの相関関係の強さは続くと思われる。

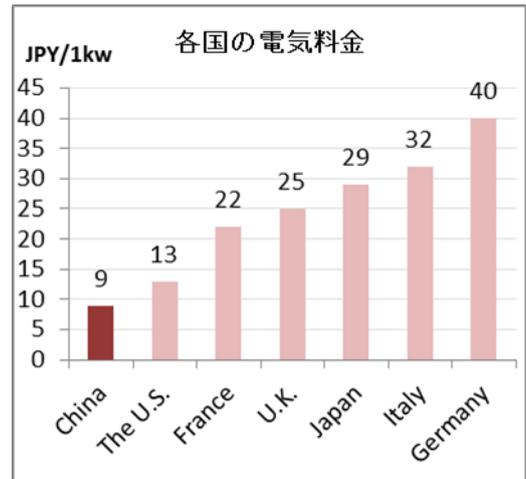
5. 中国における仮想通貨の今後の見通し

中央集権的な管理者が必要なく匿名性の高い仮想通貨は、政府や規制当局が取引や保有状況を完全に把握することは難しい。このようなアナークイズムな性質を内包している仮想通貨は、国内規制の厳しい中国の体制とは相容れないものである。現に、本年初旬には、中国内では、大手仮想通貨市場運営会社に対する当局の窓口指導が入ったとされ、数か月間取引制限が課せられた。今後も、中国当局が為替市場や資本流出の安定的な動きを目指す状況下、仮想通貨が不都合な影響を及ぼす際には、当局の介入は否定できないだろう。

一方、中国内個人投資家の仮想通貨人気は、その利便性と有用性から当面は続くだろう。今後も、仮想通貨の発展において中国の参加者の動向が及ぼす影響は大きいことが予想されるなか、中国当局の動きや人民元市場の動向も併せてみていく必要がある。

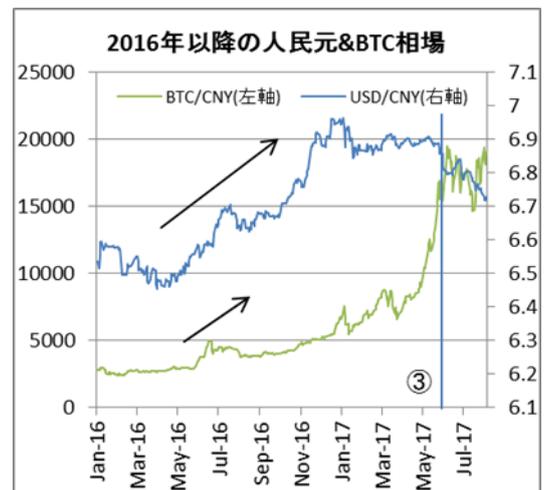
以上

【図表3】



(出典) BDWE から MUFG:Bank(China)作成

【図表4】



(出典) Bloomberg から MUFG:Bank(China)作成

(連絡先) 三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

宮澤 和樹

E-mail: Kazuki_Miyazawa@cn.mufg.jp TEL: +86-(21)-6888-1666 (内線) 2948

**税務会計：中国版 AEOI/CRS 制度、非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法**

KPMG 中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

中国国家税務総局 (SAT)、財政部 (MOF)、中国人民銀行 (PBOC)、中国銀行業監督管理委員会 (CBRC)、中国証券監督管理委員会 (CIRC)、中国保険監督管理委員会 (CSRC) は共同して、2017 年 5 月 19 日に「非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法」(2017 年第 14 号公告、以下「14 号公告」) を公布した。これは、OECD (経済協力開発機構) が策定した「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度 (AEOI 制度：Automatic Exchange of Information)」を本格的に中国に導入することである。OECD 加盟国の中で AEOI 制度は「CRS」と呼ばれていることから、本文でも「CRS」を用いて 14 号公告の関連規定を解説する。

14 号公告は、中国の金融機関が、非居住者に対して金融口座情報をデューデリジェンスする際の法的根拠と実務ガイドラインであり、同機関が収集した非居住者に関する金融口座情報を規制当局に報告することを義務付けた。同公告は 2017 年 7 月 1 日から施行し、金融機関は、SAT の公式ウェブサイト上から初回登録の手続きを 2017 年 12 月 31 日までに完了しなければならない。また、関連する金融口座の情報は規定のとおり毎年 5 月 31 日までに報告する。

背景

中国政府は、2015 年 12 月に「自動的な金融口座情報交換のための多国間の権限ある税務当局間の合意書」に調印して締結したことから、2018 年 9 月より他国 (地域) の税務当局との間で非居住者に係る金融口座の情報の交換を開始する。

SAT は、AEOI 制度を実施するに当たり、中国の金融業界独自の規制や経営環境を念頭に置いて、2016 年初頭から、AEOI 制度の中国への導入意見を関係行政部門や大手金融機関代表者から複数回聴き取りを行なった。

OECD が提唱する自動的情報交換 (AEOI) 制度は、税務当局間の合意 (MCAA) と共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard) の 2 つの部分から構成されている。税務当局間の合意は、各国 (地域) の税務当局間同士の金融口座情報の自動的交換のための実務ガイドラインで、参加国 (地域) の AEOI 制度実施の法的根拠となり、二国間合意と多国間合意に類別される。共通報告基準は、金融機関が非居住者個人口座と法人口座を特定し、関連情報の収集と報告に関する規定と手続きを定めている。

SAT は、2016 年 10 月からパブリックコメントの募集を開始した。2017 年 5 月に公布された 第 14 号公告は、同意見募集稿の内容に書き加えて修正したものである。本文は 14 号公告の重要点と意見募集稿の変更点を解説、分析し、同公告によって影響を受ける人々のために具体的なガイダンスとして、同公告の徹底した理解の受け皿を用意した。

14 号公告の概要

14 号公告の公布に伴い、中国の金融機関と国内外で金融口座を保有する企業及び個人は下記の影響を見極める必要がある。

重要項目	個人、企業、金融機関への影響
中国の AEOI 制度／ CRS 導入の目的	租税に関する情報の交換と支援を強化し、外国の金融口座を利用した国際的な租税回避を防止して税務情報の透明性を向上する。
世界の AEOI 制度導入国と地域	100 か国以上が AEOI 導入を表明した。そのうち 50 か国（地域）以上が早期適用し 2016 年 1 月 1 日から AEOI 制度を先行導入した。その他の国々は後期適用国となり、2017 年 1 月 1 日から AEOI 制度（中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びマレーシアなどの国々は導入期限を 2017 年 7 月 1 日まで延長した）を導入した。
中国の初回金融口座情報交換の時期	SAT は、2018 年 9 月に他の国の税務当局と初回の金融口座情報交換を実施する予定である。
金融口座情報の収集・交換の手続き	中国の金融機関はデューデリジェンスを実施して、報告対象の非居住者名義の金融口座保有者と受動的な金融機関事業体（Passive NFE）の支配者を特定し、金融口座の関連情報を税務当局へ報告する。同様に、他国も同様の手続きで非居住者名義の金融口座保有者に関する情報を収集する。中国税務当局は 2018 年 9 月に AEOI 制度の導入を決定した国々（地域）と初の金融口座情報交換を実施する予定である。
デューデリジェンスの実施者	デューデリジェンスの実施者は、中国国内で設立された金融機関である。外資系銀行の中国支店も 2017 年 7 月 1 日までに中国の CRS 管理弁法を適用しなければならない。ローカル系金融機関の海外支店又は類似の拠点、中国投資グループが海外で設立した投資ファンドは、中国 CRS の適用対象外となるが所在地国の CRS を適用しなければならない。香港、シンガポール、欧州諸国、ケイマン諸島、イギリス領ヴァージン諸島などのタックスヘイブンは既に 2016 年／2017 年の年初 ¹ から自主的に CRS を適用している。
報告対象となる金融口座	通常、中国で税法上の居住者に該当しない個人、企業、その他の機関に関わる金融口座情報が報告義務化。受動的な金融機関の事業体及びその支配者である中国非居住者に係る情報も報告しなければならない。ただし、一部の国際機関、政府機関、中央銀行、金融機関 ² 、上場企業の金融口座情報は報告対象外である。
金融機関の報告対象となる非居住者の特定及び情報収集のプロセス	デューデリジェンスの手続きは 14 号公告・第 3 第 4 章に記載の通りである。SAT は、金融口座を種類別に金融機関が実施するデューデリジェンスのフローチャートを一部公表した。本文でもこのフローチャートを掲載している。
収集・報告対象の財務、税務の口座の情報	口座保有者の氏名又は金融機関の名称、居住地域（地域）、居住地域（地域）の納税者番号（TIN）、出身地、出生年月日（該当する場合）、口座番号、暦年度年末の口座残高、該当口座の年間（西暦）受取総額など。
金融機関の対応策	新設口座に対するデューデリジェンスの実施開始期限まで残りおよそ 1 か月となり、中国の金融機関はデューデリジェンスの実施で最も大きな影響を受ける業務プロセスを認識すべきである。デューデリジェンス実施に関する詳細なタイム

¹ ケイマン諸島の法令によると、2016 年度の CRS 及び FATCA の報告の対象となる金融口座情報の提出期限はそれぞれ 2017 年 6 月 30 日と 2017 年 7 月 31 日である。このため、ケイマン諸島の CRS に基づき、あるパートナーシップファンドがケイマン諸島の金融機関と見なされる場合、たとえ中国の投資グループが国外に設立したファンドだとしても、2017 年 7 月 31 日までに報告の対象となる金融口座情報を報告しなければならない。

² 金融機関が報告の対象とならない理由としては、14 号公告によると、金融機関はもともと保有する金融口座に対して DD を実施し、報告の対象となる口座保有者に係る情報を報告するとともに、口座情報をモニタリングするための内部統制システムを整備する責任を負う。例えば、投資ファンドは、金融機関に分類される可能性が高いため、自身に係る情報を報告する必要がないものの、投資ファンド自身、報告の対象となる金融口座保有者に係る情報を報告するとともに、SAT 公式ウェブサイトでの CRS の登録手続きを行わなければならない。

	スケジュールと金融機関向けの提案を後述する。
CRS 適用を登録する際の注意事項と情報報告のタイムリミット	14号公告は、金融機関が2017年12月31日までに、SATの公式ウェブサイトでの登録手続きを行い、かつ毎年5月31日までに関連する金融口座の情報を報告することを義務付けた。
個人の対応策	外国の金融口座、金融資産の保有若しくはこれらを保有していることで収益を得ている中国居住者は、中国税規則と国外税制の両方の観点から、自身の税務コンプライアンスを再評価、分析し、税務リスクを低減させるべきである。中国の金融機関で新規口座を開設する予定の非居住者は、口座開設に備えて、居住地国が発給する納税者番号 (TIN) の詳細情報を準備しておくことを提案する。

SATは、14号公告公布日に、AEOI専用中国語ポータルサイト³を立ち上げ、中国CRS規定、OECDのAEOI制度に関する規則、法規、参考資料（中国税法上の居住者個人と企業の定義、納税者番号フォーマット⁴、よくある質問解答など）を掲載している。同ポータルサイトから登録ページへアクセスするリンクも作成されているが、現在、ページ更新中である。

14号公告とAEOI専用中国語ポータルサイト上に目標時期と金融機関の達成目標を下記のとおり掲載した。

時期	達成目標
2017年6月30日まで（当日を含む）	金融機関は2017年6月30日時点の <u>既存口座</u> （個人口座、法人口座を含む）を特定するとともに、14号公告に従い全ての口座残高に対し規準額毎に対応するデューデリジェンスを実施して情報収集を行わなければならない。
2017年7月1日から	金融機関は2017年7月1日から、 <u>新規開設した個人口座と法人口座</u> に対するデューデリジェンスをスタートするとともに、新規口座開設に必須の条件の一つである居住者の税法上のステータスの誓約書（以下「誓約書」）に記入して、新規口座開設プロセスを実施する。
2017年12月31日まで	金融機関は <u>既存の高額な個人金融口座</u> （2017年6月30日時点の口座残高合計額が100万米ドルを超える口座）に対し、デューデリジェンスを実施し、情報収集を終えなければならない。
2018年5月31日まで（後続各年度）	金融機関は報告対象の金融口座情報を規制当局に提出しなければならない。
2018年9月	SATは、AEOI制度を導入かつ情報交換に合意した国々（又は管轄地域）との間で初回の報告対象となる口座情報を交換する予定である。
2018年12月31日まで	金融機関は、その他 <u>既存の低額個人金融口座</u> （2017年6月30日時点の口座残高合計額が100万米ドル以下の口座）、及びその他 <u>既存の法人金融口座</u> （2017年6月30日時点の口座残高合計額が25万米ドルを超える口座）に対し、デューデリジェンスを実施して、情報の収集を終えなければならない。
2019年9月（後続各年度）	SATは、AEOI制度を導入かつ情報交換に合意した国々（又は管轄地域）との間で第2回目の報告対象となる口座情報を交換する予定である。
毎年12月31日まで	金融機関は持続したモニタリングシステムを利用して、状況の変化にともなうデューデリジェンスの再実施を行う。

³ http://www.chinatax.gov.cn/aeoi_index.html

⁴ 納税者番号のフォーマットに関する中英版 PDF

ファイルは <http://www.chinatax.gov.cn/download/ssxxjhz/1.pdf> にアクセスしてください。今後の更新は OECD のポータルサイト <http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/tax-identification-numbers/> に掲載される。

14 号公告の要点

14 号公告は、全 7 章 44 条で構成されており、新口座と既存口座に対するデューデリジェンス、コンプライアンス、口座情報の報告と規制に関する規定のフレームワークである。

14 号公告は全 7 章である。

- 1) 総則
- 2) 基本定義
- 3) 個人口座のデューデリジェンス
- 4) 法人口座のデューデリジェンス
- 5) その他のコンプライアンス要求
- 6) 監督管理
- 7) 附則

第 1 章—総則

第 1 章は、14 号公告の目的及び金融機関と口座保有者が遵守すべき基本規則を定めている。主要内容は下記のとおりである。

- 中華人民共和国の法律に基づき設立された金融機関は、非居住者金融口座のデューデリジェンスを実施しなければならない（第 2 条）⁵。
- 金融機関は、明示又は黙示を問わず口座保有者の身分の隠蔽と金融資産の隠匿に協力してはならない（第 4 条）。

第 2 章—基本定義

第 2 章は、次の 14 号公告内の重要用語を定義している。

金融機関とは、預金機関、信託機関、投資事業体、特定の保険会社及びその支店である。これらの金融機関は、商業銀行、農村信用社及び政策性銀行、証券会社、先物取引会社、証券投資ファンド管理会社、私募ファンド管理会社、私募ファンド管理業務に従事するパートナーシップ企業、キャッシュバリュー保険又は年金業務を行う保険会社、保険資産運用会社、信託会社などである（第 6 条及び第 7 条）。第 8 条は 14 号公告で定義する金融機関に該当しない機関を列記している。

金融資産は、証券、パートナーシップ持分、コモディティ、スワップ、保険契約、年金契約又は先物、又は上記資産に対するオプション取引などの権利である。金融資産は実物商品又は不動産に係る負債以外の直接権利を含まない⁶。

金融口座は、預金口座、信託管理口座、投資口座、パートナーシップ持分、信託受益権及びキャッシュバリュー保険契約及び年金契約である（第 9 条）。

非居住者とは、中国税法上の居住者に該当しない個人、企業及びその他の組織で、政府行政部門、国際機関、中央銀行、金融機関又は上場会社及び関係会社を含まない。中国税法上の居住者とは、中国税法に基づき居住者に該当する組織又は個人をいう⁷（第 10 条）。

⁵ SAT の公式ウェブサイトに掲載されている解説によると、中国金融機関の国外支店は 14 号公告の適用対象外となる。これは、OECD の AEOI 制度によると、国外支店は設立及び運営する国又は管轄区で現地の CRS 規則に従いデューデリジェンスの実施、情報収集、報告及び金融口座の監視を実施しなければならないからである。

⁶ 国家税務総局による 14 号公告に関するよくある質問と解答によると、不動産を有する特別目的会社の持分を金融資産と見なす。

⁷ 特筆すべき点として、口座保有者が中国及び中国以外の司法管轄区の両方とも税法上の居住者に該当する場合、金融機関は 14 号公告に従いその金融口座情報の収集・提出を行わなければならない。前回の意見募集稿では、このような口座保有者は自動的に非居住者と見なされる。

口座保有者とは、金融機関が登録又は確認手続きを済ませた口座保有者個人又は組織をいい、代理人、名義人又は権限委譲された署名者を含まない。キャッシュバリュー保険契約又は年金契約の口座保有者とは、キャッシュバリューを獲得又は契約受益者を変更する権利を有するいかなる個人又は組織、若しくは契約条項に基づき支払いを受ける権利を有する個人又は組織をいう(第11条)。

受動的非金融機関事業体 (Passive NFE) とは、(1) 受動的所得に該当する投資収益 (暦年で積極的に事業活動を行わない) を受領する非金融機関、(2) 主に受動投資収益をもたらす金融資産を所有する非金融機関であり、(3) AEOI 制度を実施しない国 (地域) の投資事業体の場合 (第12条) は、これに該当する。

中国税務当局は、その他の税務管轄区と同じく一部の非金融機関を受動的非金融機関事業体として容認していない。例えば、(1) 上場会社及びその従属会社、(2) 公共サービス提供の政府行政部門又は組織、(3) 非金融機関の持分保有又は非金融機関に対する融資及びサービスを提供することだけを目的として設立された持株会社、(4) 設立2年未満で事業活動を行っていない企業、(5) 清算中又は組織再編中の企業、(6) グループ内金融会社、(7) 非営利組織である。

企業「支配者」の定義は下記のとおりである。

- (1) 企業の持分又は議決権の25%以上を直接又は間接的に保有する個人
- (2) 人事、財務又はその他の手段で企業をコントロールする個人
- (3) 企業の高級管理職者

パートナーシップ又はファンド支配者とは、パートナーシップ持分又はファンド持分の25%以上を保有する個人をいう。信託支配者とは、委託者、受託者、受益者及びその他最終的に信託をコントロールをできる個人をいう (第13条)。

中国は CRS 公布が遅れたため、特別扱いとして、金融機関の CRS 対応に猶予を与えて、既存の口座及び新設口座の判定の際の時点基準が6か月間先延ばしされたが、新規口座の開設手続きの要求に関する実施開示時点に対する先延ばしと見なされることではない (規定を2017年1月1日まで遡及適用する場合)。

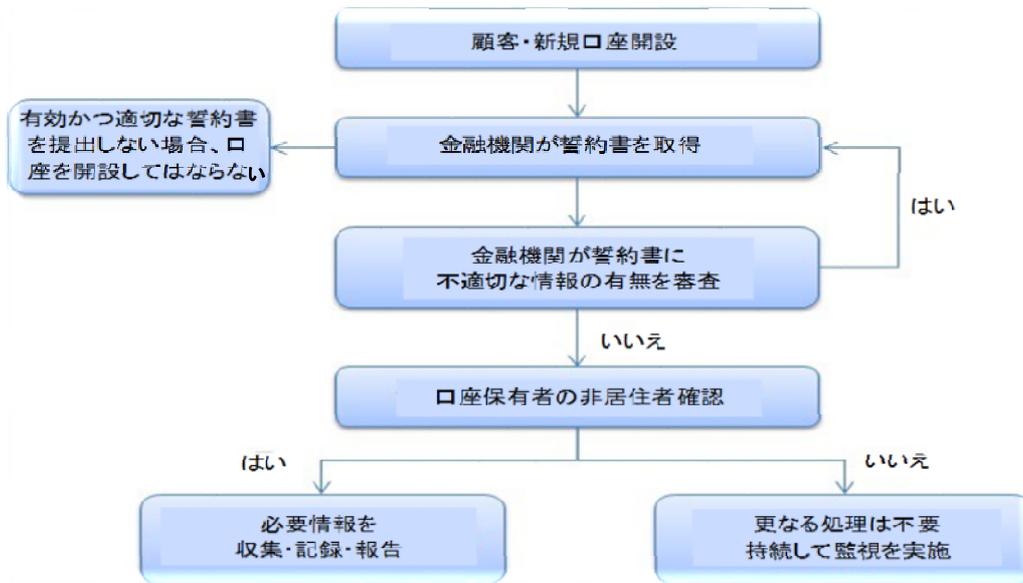
重要な時期は下記のとおりである。

- 既存の個人口座 (低額口座及び高額口座を含む) : 2017年6月30日時点の口座残高合計が100万米ドルを超えない口座は低額口座である。2017年6月30日時点の口座残高合計が100万米ドル以上の口座は高額口座である。
- 新規口座は、金融機関が2017年7月1日当日或いはそれ以降に開設した金融口座である。

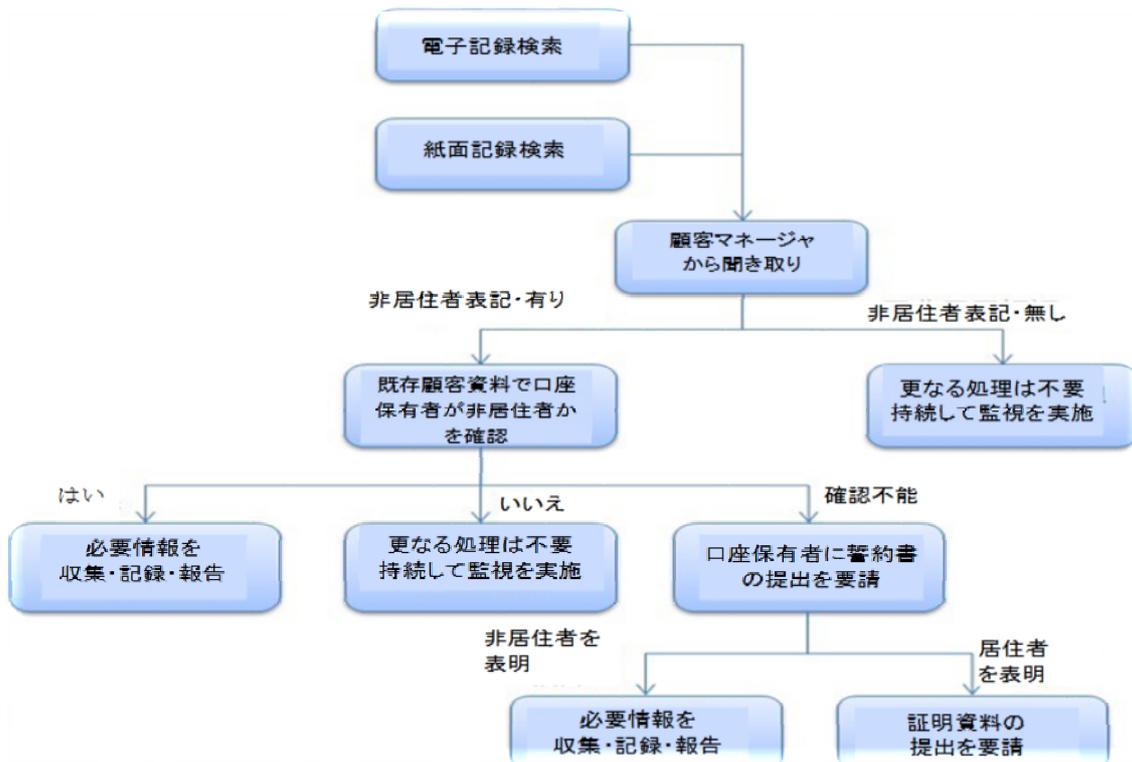
第3章・第4章—口座のデューデリジェンス

第3章と第4章は、金融機関が遵守すべきデューデリジェンスに関する具体的な要求を規定している。SATは、金融機関の参考に供する目的で、一部のデューデリジェンスのフローチャートを策定した。詳細は下記のとおりである。

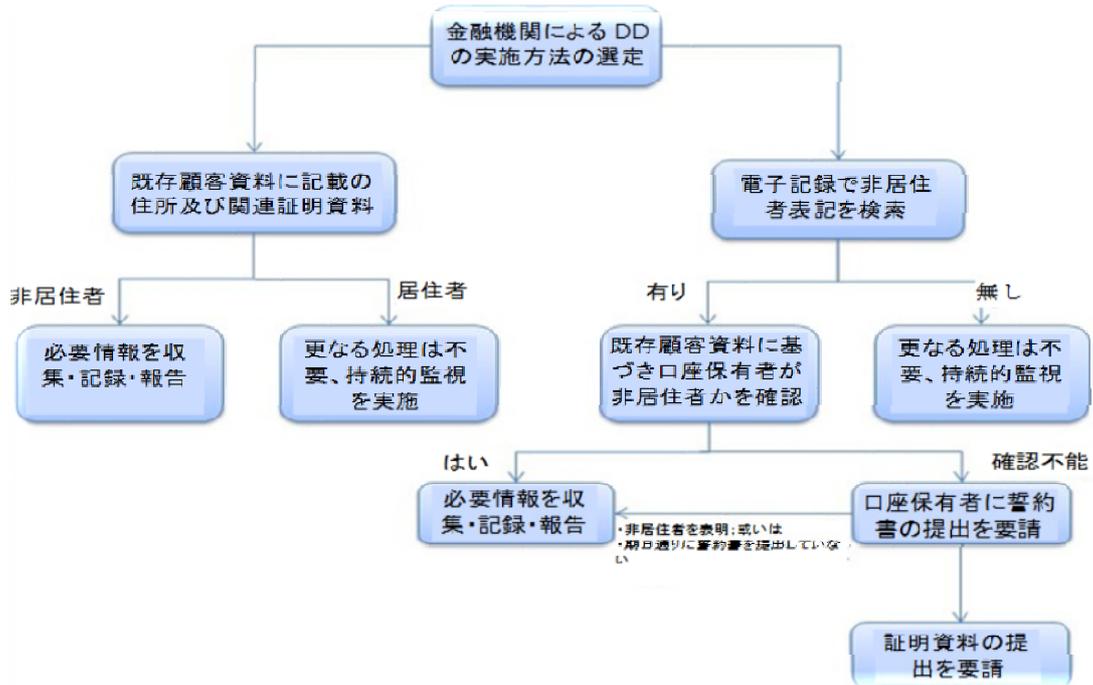
(1) 新規の個人口座デューデリジェンス・フロー



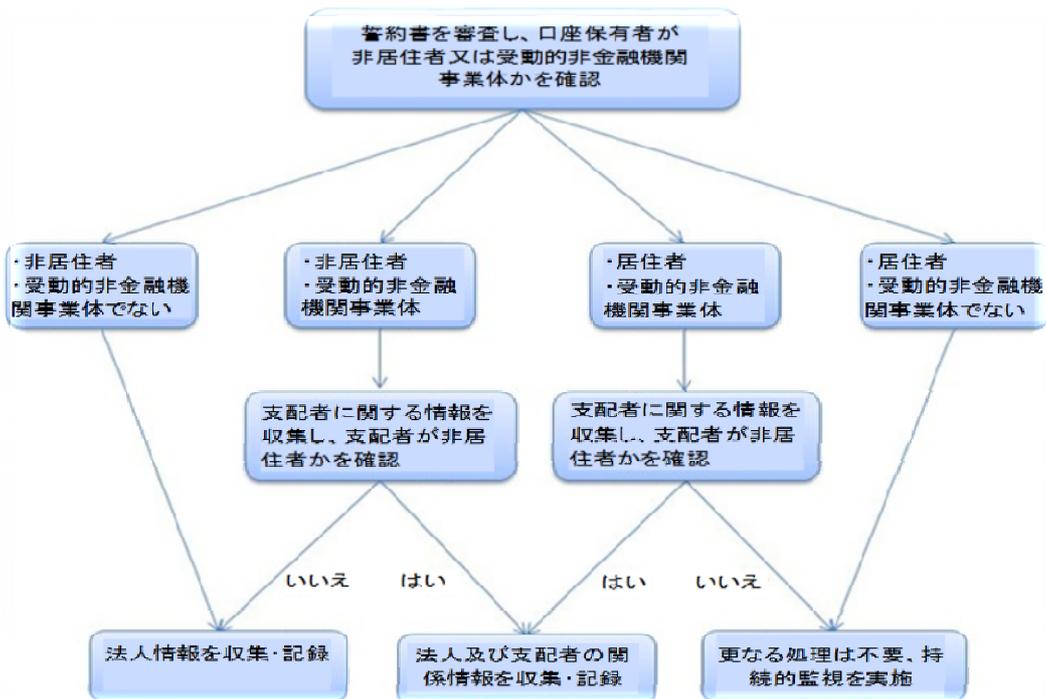
(2) 既存の高額個人口座デューデリジェンス・フロー



(3) 既存の低額個人口座のデューデリジェンス・フロー

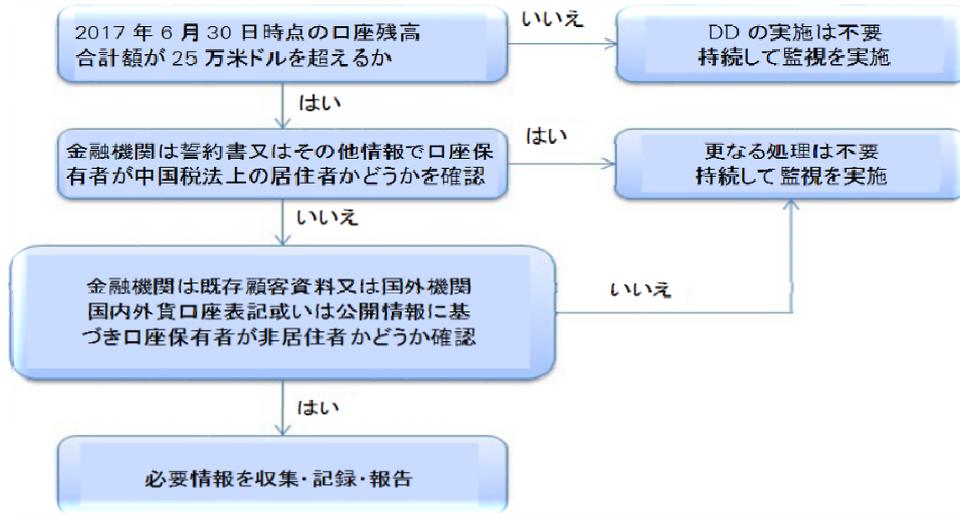


(4) 新規の法人口座のデューデリジェンス・フロー



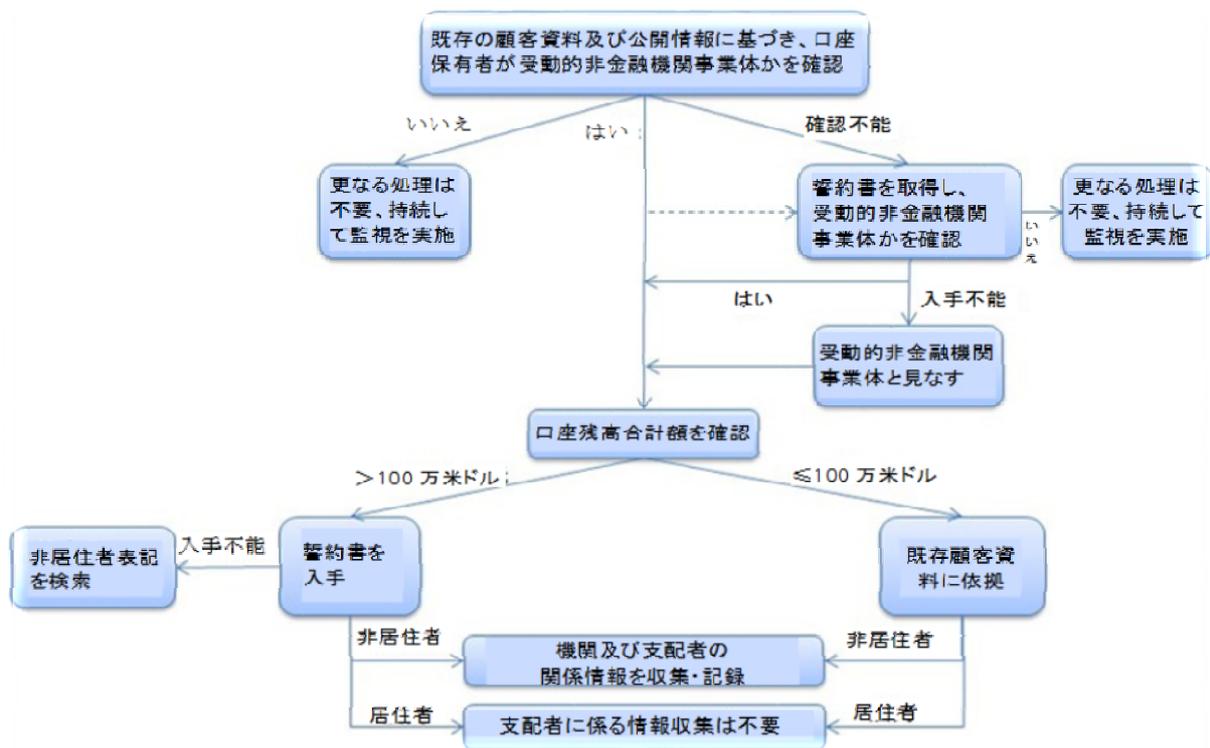
(5) 既存の法人口座デューデリジェンス・フロー

ステップ 1: 非居住者の特定



(6) 既存の法人口座のデューデリジェンス・フロー

ステップ 2: 受動的な非金融機関事業体の特定⁸



上記のフローチャートは、読者の方々の参考のために SAT の公式ウェブサイトから引用したものであることに予めご留意ください。また、上記フローチャートは 14 号公告の一部の重要な手続き、又は要求を省略している部分があります。

このため、読者は 14 号公告の規定及び今後に公布される予定の規定に従い、デューデリジェンスを行い、金融機関現行の KYC / アンチマネーロンダリング方針をご参考ください。

⁸ 金融機関は法人口座のデューデリジェンスに際して、非居住者であるか否かを特定すると共に、受動的な非金融機関事業体 (Passive NFE) であるか否かを特定する必要がある。Passive NFE の場合、当該法人が非居住者であるかどうかを問わず、金融機関はさらに Passive NFE の支配者が非居住者であるか否かを確認しなければならない。Passive NFE という概念の導入は、非居住者が事業目的を持たない投資事業体 (例えば、信託、ファンド又は類似の取決め) の設立を通して、金融口座情報の収集提出を回避することを防止する目的である。

第 5 章—その他コンプライアンス上の要求

14 号公告第 5 章は、金融機関のその他のコンプライアンス上の要求を規定している。要点は下記のとおりである。

- 金融機関は、金融商品の販売業務を他社（販売業者など）に委託する場合、販売業者が委託者に協力して 14 号公告に従ってデューデリジェンスを実施し、委託者に必要な情報を提供しなければならない（第 30 条）。
- 金融機関は、デューデリジェンスの実施を第三者に委託することができる。ただし自ら最終責任を負う。投資事業体のファンド及び信託に対するデューデリジェンスは、ファンド管理会社又は信託会社を第三者として行うことができる（第 31 条）。
- 金融機関は口座保有者に係る情報のいかなる変化をも監視できる仕組みを整備しなければならない。当該仕組みは、口座保有者に関連情報に変化が生じた日から 30 日以内に金融機関に通知することを要求するものとする。金融機関は、その通知を受けた日から 90 日以内、又は該当年度の 12 月 31 日までにデューデリジェンスのプロセスに従い、口座保有者（又は支配者）が非居住者であるかを再判定するものとする（第 32 条）。

第 6 章・第 7 章—監督管理

金融機関は、監視体制の整備と運用、毎年度の法令遵守の状況を評価し、問題の早期発見と改善を図り、翌年 6 月 30 日までに実施結果報告書を書面をもって規制当局及び SAT へ提出しなければならない。

14 号公告で規定するペナルティは、税務機関の行政範囲内で規定に違反した金融機関に対し、その信用格付けの見直しすることである。同公告によると、重大な違反が生じた場合は金融主管部門は下記の措置を行なう。

- 金融機関に対し、業務停止命令・是正命令を行なう、又は金融機関の営業許可証を取り消す。
- 金融機関に対し、直接責任を負う董事、高級管理職者及びその他責任者を解任又は金融業界就職を禁止。
- 金融機関に対し、直接責任を負う董事、高級管理職者及び責任者の懲戒処分を金融機関に命じる。

KPMG の所見

金融機関へのアドバイス

14 号公告は 2017 年 7 月 1 日から施行する。このため、金融機関の準備期間は僅か 1 か月と時間的余裕もなかった。同公告は金融サービス業全般に及ぼす影響が大きいことから、中国で事業活動を展開する金融機関のほぼすべての事業セグメントが対象となっている。

KPMG は、実務経験と CRS の内容を考慮して、金融機関は、CRS に従って営業部門、管理部門、コンプライアンス部門、IT システム及び内部統制への影響を分析されることを提案する。

CRS 対応に関する重要事項は下記のとおりである。

- どの部門の業務が CRS の影響を受けるか確認する。
 - ✓ 預金機関（銀行など）、信託管理機関（信託など）、投資事業体（ファンド、パートナーシップ及び資産運用会社など）、特定の保険会社は、CRS デューデリジェンスと報告要求を遵守しなければならない。なお、14 号公告は金融機関の定義に該当しない一部事業体を明記している。
 - ✓ 各種の子会社、業務部門及び支店を擁する大手金融グループは、そのすべてのビジネスユニ

ットが CRS の適用対象となるかどうかを的確に判断しなければならない。

- ✓ 実務上、一部のプロセス（データの処理及び伝送など）を本社に集約して行えるものの、一部のデューデリジェンスプロセス、例えば口座保有者から「税務上の居住者身分誓約書」（誓約書）の入手及び顧客との意思疎通等はこれまでと同じく現場の顧客マネージャーが担当しなければならない。
- どの業務プロセスが CRS から影響を受けるか確認する。
 - ✓ 新規口座開設のプロセスを更新する必要があるため、CRS のデューデリジェンス上の要求に応じて、顧客から誓約書を入手する。
 - ✓ 報告対象の非居住者、Passive NFE 及びその支配者に関する情報を収集するため、既存の顧客に関するデューデリジェンスを実施する必要がある。
 - ✓ 新たな CRS デューデリジェンスのプロセスを、現行の顧客確認 (Know-your Customer、KYC) 及びアンチマネーロンダリング (Anti-Money Laundering、AML) 手続きとの統合の方法を評価し、既存のデータと現行のビジネスプロセスを活用して、業務効率の最大化とコンプライアンスコストの最小化を実現させる。
 - ✓ 持続的に機能する CRS のための内部コンプライアンス制度と監視体制を整備し、金融口座と口座保有者に関する情報の変化をモニタリングする。
 - ✓ CRS 対応データの抽出及びアニュアル・レポートの提出を確実に実行するため、財務システム及び顧客データベースを改善しなければならない。
 - ✓ CRS コンプライアンスを直接担当するスタッフ及び高級管理職者（現場の顧客マネージャーを含む）に必要な CRS の知識習得を目指したトレーニングや研修を実施する。
- CRS による外部サービス提供者、代理店又は提携先の既存取決めへの影響を把握する。
 - ✓ 金融機関は、金融商品の販売業務を他社（販売業者など）に委託する場合、販売業者は委託者に協力して 14 号公告に従ってデューデリジェンスを行い、委託者に求める情報を提供する。
 - ✓ 例えば銀行（代理人として）は、他の金融機関（すなわち資産運用会社）が開発管理する資産運用商品を販売する場合、銀行と当該資産運用会社との間でデューデリジェンス情報の共有が求められる。
 - ✓ 資産運用会社は、CRS コンプライアンス上から自社と販売業者のそれぞれの役割及び職責を明示するため、契約書において、如何にして販売業者に CRS 上のコンプライアンス要求を明示するかを考慮すべきである。
 - ✓ 現行の IT システムを再評価して、各当事者が顧客情報を完全共有できるように確保する。
- SAT は、米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関する公布も未定である。このため、金融機関は FATCA と CRS を併用するかどうか考慮しなければならない。FATCA と CRS の要求を併せて適用する場合は相違点を確認しておくべきである。金融機関が既に米国 FATCA 実施のために準備を整えている場合、CRS コンプライアンスで必要となる追加作業も確認する必要がある。
- 14 号公告は、2017 年 7 月 1 日から施行するため、金融機関は、早急に CRS 対応計画を策定すべきである。具体的内容は、影響に対する評価、差異分析、現行の新規口座開設の手続きと申請書類の変更を要す内容の確認、具体的なデューデリジェンス、税務コンプライアンス、報告手続き及び改善方案などを考慮して策定する。CRS は、金融機関内の複数部門に影響が及ぶため、部門間の連携と協力、業務の円滑化を進めるために、CRS/FATCA コンプライアンス専門のチームを編成することが必要である。
- 金融機関のカスタマーサービスにおいては、CRS では多くの個人情報が必要となり、とりわけ

特定の場合には、機密性の高い個人情報までおよぶため、顧客に対し、説明と理解（CRS のコンセプト及び金融機関と顧客の責任を記載したパンフレットの配布など）を求めて、顧客からの質疑応答や不安の解消のため、窓口業務対応の担当者ならびに現場の顧客マネージャーなどに CRS 研修を行っておくことが必要である。

金融機関は、CRS コンプライアンス要求の複雑さや、実務上の不確実性を踏まえて今後、中国の CRS の最新動向と公布予定の金融口座情報の報告規定にも引き続き注目していかなければならない。

金融口座保有者の法人及び個人へのアドバイス

14 号公告は、金融口座保有者の法人および個人に対し、金融機関に、金融口座（新規或いは既存の口座）の保有者が非居住者であるかどうかの確認、また、該当する保有者には税法上の居住者ステータスを記した自己誓約書の提出を求めている。この要求は主に中国国内の非居住者が対象となっている。注目すべきことは、中国居住者が外国に金融資産を保有している場合は外国の管轄区域内の AEOI 制度に従わなければならない。理由は、100 か国（地域）以上が既に CRS 規則の現地化を決定、或いは既に実施しており、中国も 2018 年早々に、これらの国々（地域）と金融口座情報の自動的交換を開始する。

SAT の解釈指針によれば AEOI 制度は新しい税法ではない。同制度は、国内各地の管轄区でクロスボーダー税源管理を強化するため、個人及び法人が外国の金融口座を利用した脱税行為を行なうことを予防するためである。このため、法律を遵守して正確に納税申告する個人と法人にとっては、AEOI 制度の実施は新たな税負担とはならない。

上述の分析から、外国の金融口座、金融資産の保有又はこれらの保有から生じた収益を得ている中国居住者は、中国の税制と外国の税制の両方の観点から、自身の税務コンプライアンスを再評価、分析して、直ちに潜在的な税務リスクを可能な限り回避すべきである。

展望

14 号公告の規定は、主に中国で事業展開する金融機関が遵守すべき具体的なデューデリジェンスの手順、持続的監視、コンプライアンス、報告責任などを定めた。しかし、中国税務機関は、同規定の複雑性と解釈の曖昧さを解決するために実務ガイダンスを公表する見込みである。

中国の CRS 規則によれば、金融機関は、毎年 5 月 31 日までに政府行政部門に対し金融口座情報の報告、提出が義務付けられている。中国以外の多くの国々の税関当局は、金融機関のデータ提出義務の履行に協力して、一般的なエクステンシブル マークアップ ランゲージ法 (XML) で文書やデータを作成している。同様式は、OECD が公表した報告用データ変換のための CRSXML スキーマに基づき、データの構造及び税務当局に提出する金融口座情報のフォーマットを設定したものである。14 号公告は、口座情報の提出に関する詳細な要求を規定していないため、金融機関の、金融口座情報を自動的に伝送するシステム改善が進んでいない。また、同公告では、報告対象の金融口座情報は、SAT に提出すべきなのか又は金融業規制当局への日常報告事項に附帯して提出すべきなのか、それがまだ明確になっていない。

14 号公告は、金融機関が CRS の実施に関する年度評価及び監視を行なうための一連の仕組みを確立し、必要に応じた仕組みの改善を要求している。CRS は、金融機関に対し、次年度の 6 月 30 日までに所属業界の規制当局と SAT に実施の状況について書面で報告するよう要求している。しかし、同公告は、CRS 規則の実施状況に対する評価と監視に関する基準が盛り込まれていないにも関わらず、金融機関に対し、CRS を導入しない又は監視体制を構築しない場合、処分を課す

可能性があることを明示した。金融機関は、内部で CRS 関連事項及び監視を担当するコンプライアンス専任者或いは専任の部署を設置するか、若しくは外部スペシャリストに監査の実施を依頼して、特定項目報告書を発行してもらい、CRS に係るプロセス及び内部統制の有効性を証明または評価することが必要である。CRS 導入の合理的な段取りを図るため、これらの問題点について更に踏み込んで検討すべきである。

KPMG は、今後も引き続き CRS の動向に注目しながら、実務経験を活かして CRS のコンプライアンスに関する見解とアドバイスを共有していく。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com

**法務:新たな環境監督管理下における企業の環境保護コンプライアンス業務の高度化**

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 吳青
パートナー弁護士 劉新宇

はじめに

ここ数年、秋から冬の季節になると街が煙霧に覆われ、これを伝える報道が頻繁に新聞の片隅を賑わせているが、本格的な夏が到来したこの時期になっても、北京に青空がみられる日はそう多くない。相次ぐ煙霧の発生、環境汚染の深刻化を極めて重視する中国政府は、環境保護に関する法令を次々と公布しており、社会各界も、「自ら行動」することで自身の環境保護業務の改善に努めるよう呼びかけている。国民全体が差し迫った関心を寄せるこの問題に対し、環境関連の立法・政策、行政法執行をめぐる監督管理が絶えず強化されている背景の下、日系企業を含め、企業はどのように環境コンプライアンス管理を全面的に強化し、その責任をより適切に果たし、環境法リスクを低減すべきか。本稿ではこれらの問題につき重点的に検討を行うものとした。

I 日増しに整備される環境関連立法政策、絶えず強化される環境行政法執行をめぐる監督管理

2015年以降、中国の環境立法、環境関連政策及び環境行政法執行における監督管理は強化の一途にあり、汚染防止と生態保護は著しい成果を挙げている。

1. 環境関連立法

新たな改正を経て2015年1月1日に施行された環境保護法は、「これまでに最も厳格」な内容であるといわれている。環境保護法は環境保護分野における基本的な法律として、その立法目的、原則、理念及び関連する重要な制度や内容の改正には、現在の中国社会各界と政府の環境問題に対する態度、立場及び決意が体现されている。これに続き、改正後の大気汚染防止法が2016年1月1日に施行されたが、同法に定める「日数に応じた連続処罰」、「差押え・押収」、「生産制限」、「生産停止・整理」、「営業停止・閉鎖」、「行政拘留」などの制度は、重度大気汚染対策の推進に強力な法的保障を与えるものとなっている。

2016年12月25日に環境保護税法が公布され、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議が「改革の全面的深化に係る若干の重大問題に関する中国共産党中央委員会の決定」¹において明確に指摘した「税法法定原則の実施」²、「環境保護にかかる租税・費用改革の推進」の趣旨が初めて法律の形で徹底されることとなった。同法の重点としては、①課税対象汚染物質の範囲を大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物及び騒音と明確化したこと、②税務機関及び環境保護主管機関との提携と協力を強調したこと、③税徴収管理法の税務における徴収、管理、検査及び処

¹ 2013年11月12日の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で可決。

² 税法法定原則について、2015年に改正された中華人民共和国立法法では、画期的な点として税法基本制度が独立した一項として明記されており、そこでは法律の制定によるのみ規定を行うことが明確化されている。また、税法法定の実現の手段としては、まずこれまで国务院により制定された暫定条例の法律への昇華を推進すること、さらには新たな税目に関する立法を強化することが挙げられる。環境保護税法はこのうち後者の手段における初の実践であり、環境保護税は、個人所得税、企業所得税、車両船舶税に続いて第四の全国人民代表大会の立法による徴収税目となった。

罰に関する規定の適用により、法執行の程度・強度を大幅に強化したこと、④当管轄区における課税対象汚染物質に対する具体的な適用税額の申し出を可能にするをはじめ、地方政府に限定的な融通性を付与したことなど数点が挙げられる。これらを総ざると、徴税は手段でしかなく、最終的な目標は依然として環境保護であることが分かる。

2016年12月23日、最高人民法院、最高人民検察院は「環境汚染刑事事件の処理に係る法律適用の若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」(法釈[2016]29号)(以下「新司法解釈」という。2017年1月1日施行)を公布した。この新司法解釈においては、改正前の旧司法解釈³との比較において次のような新たな規定が明確化され、新たな情勢下における環境違法犯罪行為への厳正な取締りに寄与している。①環境汚染罪を構成する情状として、汚染物質7種の排出基準の超過が10倍以上に達した場合、自動監視測定データを改ざんして重点汚染物質を排出した場合、汚染防止設備の運用に必要な支出を100万元以上違法に低減させた場合、生態環境の深刻な損害をもたらした場合の4つが追加された。②環境汚染の犯罪主体につき、環境影響評価機関、監視測定データを改ざん又は偽造した単位・個人、危険廃棄物提供者の3つが追加された。③14種の重金属汚染物質の排出行為の認定・量刑の基準が細分化された。④環境汚染刑事事件の証拠規定が大きく変わり、量刑の情状も変更された。

2017年6月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議では水污染防治法の改正に関する決定が可決され、改正後の水污染防治法が2018年1月1日より施行されることとなった。この新たな水污染防治法にはこれまで社会各界が注目してきた改正の争点が集中的に反映されている。①初めて「河長制度」が導入された。すなわち、中国各級の共産党及び政府の主要責任者が「河長」を担い、管轄区内河川の汚染対策の責任を負うこととなった。②国又は地方が定める水質汚染物質の排出基準及び重点水質汚染物の排出総量規制指標を超えてはならないものと規定された。③汚染物質排出許可証制度を全面的に推進し、許可証なき水質汚染物質の排出を禁止した。④農業及び農村の水質汚染対策を大々的に強化し、例えば、農村の汚水、ゴミ処理施設の建設を支援するとともに、水環境保護の要求に合致した化学肥料、農薬などの製品の品質基準及び使用基準の制定を要求し、放牧密集区所在地の県・郷級政府において畜禽糞便汚水の個別収集、集中処理・利用を実施することを明確化し、工業廃水及び医療排水の農地の灌漑水路への排出を明確に禁止した。⑤飲用水に対する安全管理を多面的に強化するとともに、情報公開を強化し、地方政府に対し少なくとも四半期に一度の水質安全情報の公開を義務づけた。⑥水環境に対する違法行為への処罰をさらに強化し、過料の上限を100万元にまで引き上げ、情状が重大な場合は生産停止・閉鎖、また環境破壊罪を構成する場合は刑事責任を追及することができるものとし、こうして違法行為を行った企業のコストを大幅に高めた。

2. 環境政策

2013年の「大気汚染防止行動計画」すなわち「大気十条」の印刷・配布に続き、国務院はさらに2015年には「水質汚染防止行動計画」(「水質十条」)、2016年には「土壌汚染防止行動計画」(「土壌十条」)を印刷・配布し、大気、水、土壌の三大汚染対策を総合的に整備した。また、中国共産党中央委員会及び国務院は、2015年に「生態文明建設の推進加速に関する意見」及び「生態文明体制改革全体方案」を制定し、生態文明建設のための青写真を示した。

³ 「環境汚染刑事事件における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」(法釈[2013]15号)は、新司法解釈の公布日に失効した。

3. 環境行政法執行

2015 年の「環境保護指導」、2016 年の「中央環境保護監督検査」により、環境保護監督の方式がこれまでの「企業による監督」から「政府による監督」へと変更されたことに加え、「政府による監督」を通じて環境保護の強制力が効果的に企業に伝達されたことにより著しい環境対策効果を挙げている。今年の政府業務報告によると、生態文明建設の強化、グリーン発展の面で新たな進展がみられ、二氧化硫の排出量は 5.6%、窒素酸化物の排出量は 4%それぞれ削減され、74 の重点都市における PM2.5 の平均濃度も 9.1%減少している。

II 企業の環境保護義務、環境コンプライアンス管理及び現在直面する環境法リスク

1. 企業の環境保護義務

企業の環境保護義務とは、企業が環境保護と生態文明建設に対して負わなければならない法律上の責任と義務をいう。

企業の生産及び経営においては、第一に環境保護法の遵守に加え、大気汚染防止法、水質汚染防止法、固体廃棄物環境汚染防止法、騒音環境汚染防止法、放射性環境汚染防止法並びに資源節約法、環境影響評価法、循環経済促進法など、環境保護にかかる個々の法律を遵守しなければならない。さらには、行政法規、部門規則、地方性法規及び規範性文書の遵守も必要となる。

2. 企業の環境コンプライアンス管理

環境コンプライアンス管理とは、企業が専門の環境コンプライアンス管理部署の設置及び体系的な環境管理制度の構築を通じて、建設プロジェクトの環境影響評価、汚染物質排出許可、基準内の汚染物質排出、環境モニタリング、固体廃棄物及び危険廃棄物の処理、突発的環境事件の処理、環境情報公開など、企業の日常的な環境管理が法令規定に適合していることを保障することを意味する。環境コンプライアンス管理の目標は、企業の社員一人一人が確実に環境関連法令を遵守する意識を持つとともに、企業が汚染物質排出の各段階、各プロセスにおいて日常の環境管理業務を適切に実施することを制度面から保証し、これにより環境違法行為のリスクの発生を予防・低減することに加え、環境違法行為による企業、個人に対する処罰、生産の制限、営業停止、閉鎖、刑事責任の追及などの一連のリスクを防止することにある。

3. 企業が直面する環境法リスク

現在、中国における企業の環境法リスクは、主に法定の環境義務を着実に履行しておらず、環境コンプライアンス管理を適切に実施していないという点にあり、汚染防止、生態環境の保護における企業の責任の強化が待たれている。

第一に、企業の法定環境義務は十分に履行されておらず、環境情報の公開が不足している。上場企業のみをとっても、2017 年 1 月に公表された「中国上場企業環境責任情報開示評価報告書」(2015 年) が示すとおり、2015 年に環境情報報告書を公表した上場企業数は 747 社であり、全上場企業のわずか 26.62%にすぎなかった。環境情報公開の比率から分かるように、上場企業の環境保護コンプライアンス管理業務はさらに強化されなければならない。また、実務において、非上場企業が主体的に環境情報報告書の公表又は環境コンプライアンス管理の開示を行っているかは推して知るべしである。

第二に、環境違法行為がたびたび発生し、環境情報の公開不足が普遍的な現象となっており、企業が頻繁に一般人により通報され、又は中央環境保護監督検査において処罰、責任追及されるという状況となっている。環境保護部が公表した 2016 年第 1~3 四半期に主要汚染物質の排出基

準を大幅に超過した国家重点監督制限企業のリストには、計 119 社が名を連ねている。

ここから分かるように、政府の環境管理と法執行の強化に伴い、企業が直面する環境法律リスクは、直接的な損失のみならず、環境違法不良記録が企業の経営、融資、上場などにもたらす長期的な悪影響にまで広がりを見せている。このため、企業は環境保護への投資を拡大し、環境管理を強化することに加え、環境関連法の遵守に努め、環境汚染、自社の環境法リスクを予防することが必須となっている。

III 現在の状況下における環境対策の段階的目標と任務

まず、2020 年は三大汚染防止をめぐる段階的目標及び生態文明体制改革が完了する重要な年であり、企業と政府にとって極めて大きな試練となるものと予想される。

- (1) 大気十条では、2017 年中に、全国の地級以上の都市における粒子状物質 (PM10) の濃度を 2012 年比で 10%以上低下させること、北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの地域の微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度をそれぞれ 25%、20%、15%前後低下させることが提起されている。
- (2) 水十条では、2020 年までに、長江、黄河などの七大重点流域の水質の優良評価の比率 (Ⅲ類に達し又はこれを上回る) を全体で 70%以上にすることに加え、地級以上の都市化エリアにおける「黒臭水体 (どす黒く悪臭を放つ水体系)」、地級以上の都市の集中飲用水水源の水質などに対し、具体的な目標が提示されている。
- (3) 土壌十条では、2020 年までに、汚染された耕地の安全利用率を 90%前後に、汚染区画の安全利用率を 90%以上にすることが提示されている。
- (4) 同制度の改革実施案によると、2020 年までに、全ての固定汚染源を網羅する汚染物質排出許可証の発給を完了し、「許可証一本式」管理を実現するものとされている。

大気、水、土壌という三大汚染対策及び生態文明体制改革の内容からみると、2020 年までの 3 年間は総力戦の年となり、業務要求は高く、タイムスケジュールは厳しく、任務は重大であり、政府、企業はいずれも極めて大きな試練に直面すると考えられる。政府にとっての試練は環境行政法執行をめぐる監督管理であり、企業にとっての挑戦とは、排出基準の達成と環境関連法の遵守である。

このほか、2017 年 3 月 5 日第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議において李克強総理が国务院を代表して行った「政府業務報告」では、2017 年の 9 大任務のうち、5 つは生態文明建設、省エネ・排出削減及び環境保護の要求に関するものである。また、同報告では、生態環境保護対策の強化の重点は依然として三大汚染の防止と生態保護であり、そのうち空気の質の改善の加速が最優先の任務であり、主に汚染源対策の全面的な推進、厳格な環境法執行及び監督検査・責任追及など 5 つの面で職務を強化することが挙げられている。企業に対しては、排出基準に満たない企業の基準達成期限が明確に提示され、この期限までに基準を満たさない場合は断固として法により閉鎖・生産営業停止の措置がとられ、無許可で排出し虚偽を働いた場合には、厳格な取締りを行うものとされた。また、環境監督管理部門に対しては、法執行が不十分で、寛容な対応により放任した場合は必ず厳正に追及され、空気の質を悪化させ、対応が不十分な場合には厳格に責任が問われることとなった。

IV 現在の環境監督管理下において企業はどのように環境コンプライアンス管理の高度化を実現するか

中央環境保護監督検査及び「青空防衛作戦」の下で実施された北京・天津・河北省の監督検査の強化に伴い、多くの企業が行政処罰、生産制限、営業停止・整理さらには刑事責任を追及されるリスクに直面しており、各種環境行政法執行をめぐる監督管理に対する効果的な対応を実施し、環境法リスクを防止するため、企業は環境コンプライアンス管理体系を構築・整備することが強く望まれる。具体的な対策を、以下のとおり提言したい。

1. 企業の環境法リスクについて全面的な調査を実施し、企業に存在する環境法リスクに関連する問題を洗い出すこと

中央環境保護監督検査及び北京・天津・河北省の監督検査の強化が示す状況によると、約70%の企業に環境法関連の問題が存在しているという。このほか、汚染物質排出許可制度改革の推進に伴い、石炭、製紙のほか、大気汚染十大重点対策、水質汚染十大対策と関わる業界などはいずれも2017年中に汚染物質排出許可証の申請と取得を完了する必要があり、汚染物質排出企業の自己申告状況は、環境保護部門の汚染物質排出許可証に対する法執行をめぐる監督管理に直接影響することになることから、中央環境保護監督検査及び環境保護部門の行政法執行をめぐる監督管理への効果的な対応、さらには汚染物質排出許可証の自己申告業務の着実な実施を可能にするため、企業は自社における環境法関連の問題の有無につき、明確かつはっきりとした認識を持つことが不可欠であり、このためにも環境法リスク審査の実施が極めて重要となる。

企業は、自社の所属する業界、場所、現在の自社製品、生産規模、原材料の使用、生産設備、建設プロジェクトの環境影響評価の許可状況、汚染物質の種類、排出量、排出基準の達成状況、汚染防止設備、防止プロセス、固体廃棄物及び危険廃棄物の管理、汚染物質排出許可の状況などを踏まえ、関連する環境法令が定める法定義務を果たしているか否かを全面的に整理したうえで、中央委員会及び地方政府が2017年に公布した新規定、新規準、新弁法を特に重視し、対応する企業環境保護義務の枠組みを構築し、各レベル、各方面における環境保護義務リストを作成するとともに、2016年の企業の行政処罰又は環境に関わる苦情・通報の状況を踏まえ、企業に存在する環境法律コンプライアンスリスクをめぐる問題を全面的に審査し、それらを洗い出さなければならない。

2. 存在する環境法リスクをめぐる問題について遅滞なく改善・処理を行いそれらを除去するとともに、環境法リスクの管理体系を整備すること

現在の汚染物質排出企業に散見される法律上の問題には、環境影響評価の許可、排出総量の指標、排出基準の達成、オンラインモニタリング、固定廃棄物・危険廃棄物の管理、安全距離、悪臭気体の排出並びに汚染防止施設の異常な使用などがある。これらの問題により、企業に過料、生産制限、営業停止・整理、閉鎖などの環境行政処罰さらには刑事責任がもたらされるリスクが高いため、汚染物質排出企業は、環境法リスクの審査によりこれらの問題を発見した後は、遅滞なく順を追って改善・処理を行い、法律上のリスクの除去・低下に努めると同時に、環境コンプライアンス管理部署の設置、環境保護責任者の明確化、環境管理制度の確立・改善などを含む環境法律コンプライアンス管理体系の構築・整備に取り組む必要がある。

3. 汚染物質排出許可証の自主申告と受領業務を十分に重視して着実に実施すること

中国の固定汚染源管理を対象とした基礎的な制度である汚染物質排出許可制度は、現在まさに進行中の重大な改革の途上にあり、今後の環境保護部門の監督管理は、環境影響評価、汚染物質

排出許可及び行政法執行に集中するものと予想される。このため、汚染物質排出許可証の申請と取得は、目下全ての汚染物質排出企業における環境管理面の最重要任務であり、十分に重視しかつ着実に実施する必要がある。

おわりに

中央環境保護監督検査の強化及び汚染物質排出許可制度の改革に伴い、企業は今後さらなる監督管理に直面し、環境コンプライアンスをめぐる法律リスクが高まるため、企業は汚染物質排出許可証の申請・取得を着実に実施するとともに、環境コンプライアンス管理制度を絶えず改善してこそ「不変をもって万変に応じ」、各種環境行政法執行をめぐる監督管理に対して余裕ある効果的な対応を講じることが可能となる。さらには、環境法リスクを予防・低下させることで、今後さらなる競争力を得ることにもなる。

(監修者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制
コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼東楼 20 階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

北京市金杜法律事務所広州支所

パートナー弁護士 吳青

第 12 期全国人民代表大会の代表を兼任、全国人民代表大会における「環境保護法」、「大気
汚染防止法」、「環境保護税法」、「水質汚染防止法」の立法作業に参加。

〒510623 中国広東省広州市天河区珠江新城珠江東路 6 号広州周大福金融中心 25 階

Tel : 86-20-3819-1007

Fax : 86-20-3891-2082

Mail : wuqing@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・
香港・済南・ロンドン・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ニューヨーク・パース・青島・リ
ヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大厦2階 北京市北京經濟技術開發区米華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。